

自然とやさしさにつつまれた  
笑顔と夢あふれるまち

# 新市建設計画

新市まちづくり計画

石部・甲西合併協議会

令和元年9月変更 湖南省

# 目 次

第1章 合併の必要性和効果	1
1. 合併の必要性	1
2. 合併の効果	3
第2章 新市まちづくり計画策定方針	5
第3章 新市の概況	6
1. 新市の概要	6
2. 住民ニーズの把握	13
3. 新市の特性	15
4. 今後のまちづくりに向けた主要課題	16
第4章 新市建設の基本方針	18
1. 新市のまちづくりの理念と将来像	18
2. 新市のまちづくりの体系	20
3. 新市のまちづくりの目標	21
4. 主要指標の見通し	23
5. 新市の都市構造	24
第5章 新市の主要施策	27
1. 施策体系	27
2. 主要施策	29
第6章 公共的施設の統合整備と適正配置	50
第7章 財政計画	51
1. 前提条件	51
2. 歳入	52
3. 歳出	53
用語集	54

# 第1章 合併の必要性と効果

## 1. 合併の必要性

### (1) 地方分権社会に対応した行政の自治能力の向上

わが国の21世紀の内政は、地方分権時代の本格的到来の中において、住民に身近な基礎的自治体である市町村が自己決定・自己責任の原則を基本とし、地域の創意工夫によってそれぞれの個性を活かした自立的な地方行政を運営していくものと考えられます。

このような分権型社会においては、市町村は、多くの権限を得られるかわりに、高度な行政判断を要するような事務が増えるため、専門的で政策立案能力のある職員の確保とそれを可能とする財政基盤が必要とされます。しかし、現状では小規模な自治体ほど財政や人事などの管理部門に多くの人材が割かれるため、政策立案や企画部門には十分に力が入らないだけでなく、これからの社会情勢の変化を踏まえれば、福祉、環境、教育などの住民に身近な分野で常に新しい課題が出現することが予想されます。

市町村の規模が大きくなれば、マンパワーの層の厚みが増し、専門的人材の確保や先端的課題への対応も可能となります。このため、市町村合併による規模の拡大は、市町村中心の自治体制の確立のためには不可欠といえます。

### (2) 社会経済システムの変化に対応した行政サービスの向上

市町村行政のサービスは、従来のハコモロを中心としたナショナル・ミニマム\*的なものから、誰もが安心して生活を送るための新しい社会経済システムの構築を支援する施策の充実への転換が求められています。

わが国の総人口は、推計により21世紀初頭（平成18年（2006年））にはピークを迎え、その後、人口減少の局面に移行することが確実視され、次世代の担い手減少と高齢者の増加という少子高齢社会の急速な到来が予測されています。

このため、子どもの健全な育成を支援する環境づくりや若年層の定住促進、少子高齢化に伴う保健・医療・福祉ニーズ等に的確に対応していく必要があります。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムや生活様式は、水質汚濁、廃棄物の増大など環境問題を発生させ、ついに地球温暖化などの地球環境問題を顕在化しており、人と自然のよりよい関係を築き環境への負荷を軽減するため、環境にやさしい循環型社会システムの構築を図る必要があります。

さらに、高度情報化の進展に伴い、地域における情報ネットワーク社会への対応を図るため、産業や住民生活など各分野の情報化を促進するとともに、個人情報保護を図りながら、行政情報や行政手続きの電子化を進め、電子自治体の実現を促進する必要があります。

市町村が、このような多様化・高度化する行政課題に対応するには、広域的な対応が求められるとともに、行財政基盤の充実強化が不可欠といえます。市町村合併は、少子高齢化、環境問題、高度情報化等への行政の対応策のひとつの大きな柱といえます。

### (3) 国・地方における財政状況に対応した財政運営の効率化

市町村は、多様化・高度化する広域的行政課題への対応によって財政への負荷が高まるこの時代、高度経済成長期と異なり、大幅な人口・産業の増大が期待されない中、税収減が懸念されるとともに、国・地方を合わせて長期債務残高が平成15年度末には、695兆円程度（国民1人当たりでは546万円）を抱える厳しい財政状況下にあります。しかも、「三位一体改革」が進めば現在歳入の多くを依存している国・県からの地方交付税や補助金等も、今後は減少することが避けられないという見通しです。

こうした将来懸念される一層の財政バランスの悪化に適切に対処していくためには、行財政運営を効率化することが必要であり、市町村合併はそのための極めて有効な行政改革手法のひとつといえます。

市町村合併を契機として、職員の政策立案能力の向上や行政機能の高度化・多様化を図るため、人材の確保・育成等の体制整備を促進するとともに、新たな行政評価システムやパブリックコメント\*などの導入を図り、行財政運営や行政施策の効率化をより一層強力に進めていくことが重要です。

市町村合併は、こうした「行政基盤の強化、公共施設の有効活用などによって、より効率的な、より公平で透明な行財政運営」を図ることができます。

## 2. 合併の効果

合併に関する2回の住民アンケート調査を踏まえると、合併に対する期待としては、「経費節減や行財政の効率化」が突出し、次いで「公共施設の相互利用」が高いことがうかがえます。

ここでは、この様なアンケート結果や、一般的に市町村合併により期待される効果について勘案しながら、両町合併に伴う効果を整理します。

### (1) 行財政の効率化

- 合併することで財政規模が大きくなるとともに、人件費をはじめとする経費の削減、類似施設への二重投資の回避等、出ていくお金をできるかぎり抑制することによって生じる余裕財源で、柔軟な財政運営が可能となります。
- 重複・競合するような施策（類似施設の整備など）を省き、両町の発展に資する施策への投資に向けることができます。
- 既存の公共施設、地域資源の利活用や相互利用の促進を図ることにより、少ない公共投資で公共サービスの充実強化を図ることができます。
- 平成17年3月末までに合併すれば、合併特例法の適用を受けることができ、合併特例債の活用によりさまざまな事業実施が可能となるとともに、地方交付税の特例措置がなされるなど、概ね10年以内の両町の均衡ある発展に資する様々な支援を受けることが可能となります。

### (2) 住民の利便性の向上

- 石部・甲西両町民の日常生活圏は、両町間の行き来も多くなっているとともに、現在の行政区域を越えて周辺市町に流動している状況です。また、住民は日常生活の行動において町の境界を意識している人は少ないのが現状です。合併することによって、両町の境界がなくなり、児童福祉施設や高齢者福祉施設、文化・スポーツ施設などの公共施設の相互利用が可能になったり、実態に即した教育施設の利用が可能になる、利用可能な窓口が増加するなど、広域的な利便性が図られます。

### (3) 少子高齢化の進展に配慮したサービスの高度化・多様化

- 住民からの要望が高くなっている「健康のまち」「福祉のまち」「子どもたちが健全に育つまち」を実現するため、保健・医療・福祉等の専門的な行政サービス部門に専門職員を増強することができます。
- 幼児教育の充実や高齢者の生きがいつくりまで、少子高齢化に対応した重点的なサービスの提供が可能になります。
- 子育て支援施設や高齢者福祉施設など、新市全体の利用需要や供給能力を見極めた上で、効率的な利用の促進や施設整備が可能になります。
- 社会福祉協議会や、シルバー人材センター\*の統合等により、高齢者へのサービスや生きがい対策を充実することができます。

#### (4) 重点的な投資による基盤整備の推進

- 住民の要望の高い「健康のまち」「福祉のまち」「子どもたちが健全に育つまち」等（将来像）や、施策要望の高い「道路環境・公共交通サービスの充実」等に対して、両町が一体となって重点的な施策展開を図ることにより、豊かな住民生活の実現と、特色あるまちづくりが可能となります。
- これからの観光交流時代に対応するため、両町の個性である“自然と歴史”をテーマとして、東海道の街道文化等の歴史文化資源を活かした観光のネットワークづくりや、野洲川の親水空間の充実とネットワーク化、地域の第1次産業資源や伝統産品等を活かした産業振興など、都市の個性・魅力の強化につながるような情報発信型のまちづくりの実現に向けて、重点的な投資が可能になります。
- 両町の中央を流れる野洲川を有効活用したまちづくりや水質保全、循環型社会システムの実現など、環境にやさしい取り組みの強化などを、地域が一体となって図っていくことが可能となります。

#### (5) 地域のイメージアップと総合的な活力の強化

- 両町が合併すると、人口は約 56,000 人、面積は 70 km<sup>2</sup> となり、県内近隣では人口・面積ともに栗東市（人口約 59,000 人、面積 52.75 km<sup>2</sup>）と同程度となります。市制施行と併せて、地域のイメージや知名度向上への効果が期待されます。
- また、合併により拡大する財政・人口規模や利活用可能な公共施設・地域資源等を、積極的に活かし、行財政基盤の強化や、まちの個性や特色づくりに強力に取り組んでいくことにより、地域の総合的な力や魅力が向上し、住民とりわけ若者の定着や、企業等の誘致が期待できます。
- 今までの旧町界の枠にとらわれた地域振興策を越えて、新しい枠組みのもと、新しい発想に立って、両町が有していたそれぞれの地域の自然、文化、産業、人材等を有機的に連携・活用しながら、将来一層進むであろう社会環境の変化に適切に対応できるような、新しいまちづくりを行う絶好の機会・契機となります。

**(1) 計画の趣旨**

この計画は、石部町、甲西町の合併後に、新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画の実現を図ることにより両町の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、より詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想・基本計画・実施計画などに委ねるものとします。

**(2) 計画の構成**

この計画は、新市のまちづくりを進めるための基本方針、その基本方針を実現するための主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

**(3) 計画の期間**

この計画における主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く20年度の令和6年度までとします。

**(4) 住民意見の反映**

新市建設計画は、住民アンケート調査の結果や、石部・甲西合併協議会および新市まちづくり懇話会の提案と、両町住民の意見を尊重して策定します。

**(5) その他**

新市まちづくりの基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにします。

## 第3章 新市の概況

### 1. 新市の概要

#### (1) 新市の位置と地勢

新市は滋賀県東南部に位置し、大阪、名古屋から100キロメートル圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にあります。

南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望む丘陵地で、これらの丘陵地に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れています。野洲川付近一帯に平地が開け、水と緑に囲まれた自然環境の恵まれた地域です。地形は、平地、丘陵、山林に分かれ、特に山林が全土地面積の5割強を占めています。

古くは近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、江戸時代には石部に東海道五十三次の51番目の宿場がおかれ、これを中心とした街道の産業や文化が栄えました。

近年は、名神高速道路の開通によって、栗東インターチェンジ、竜王インターチェンジ等を活用して県下有数の工業団地が立地しています。

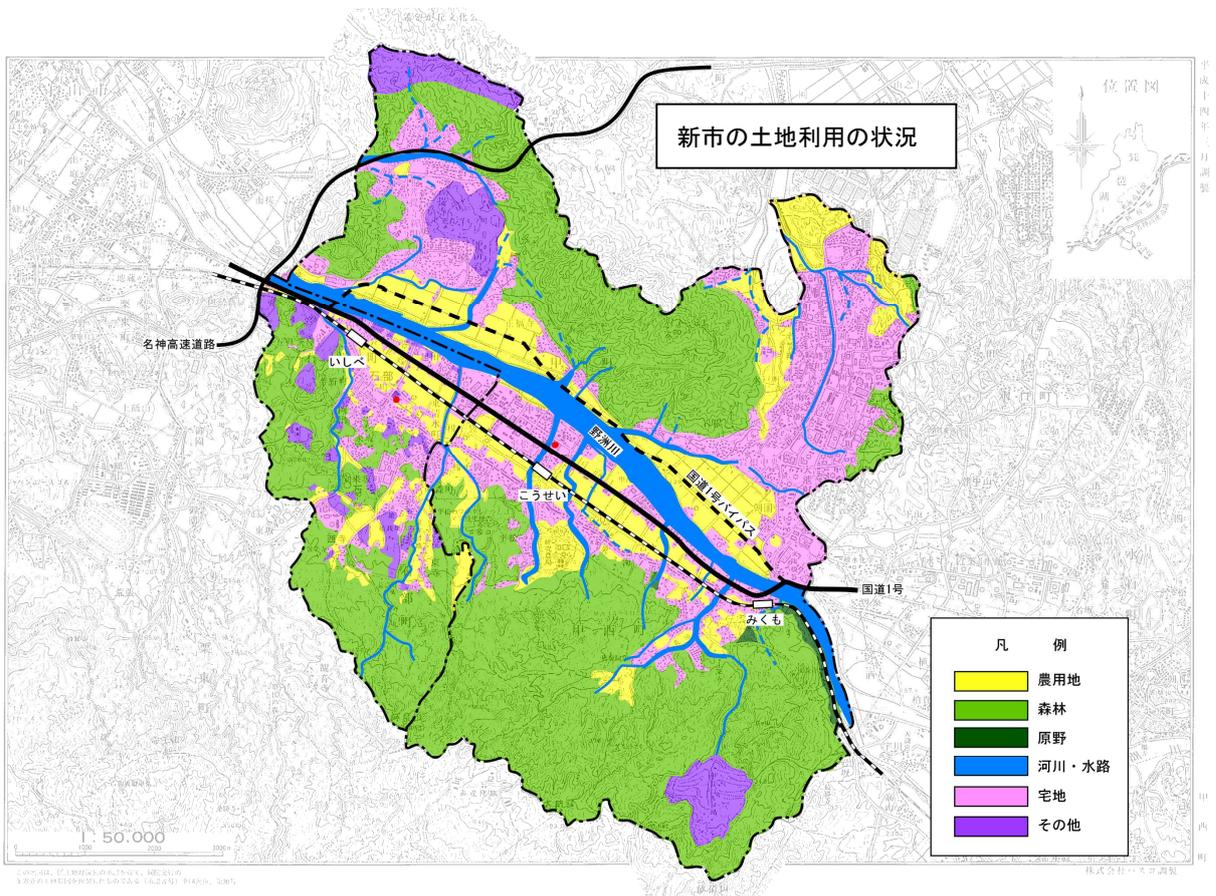
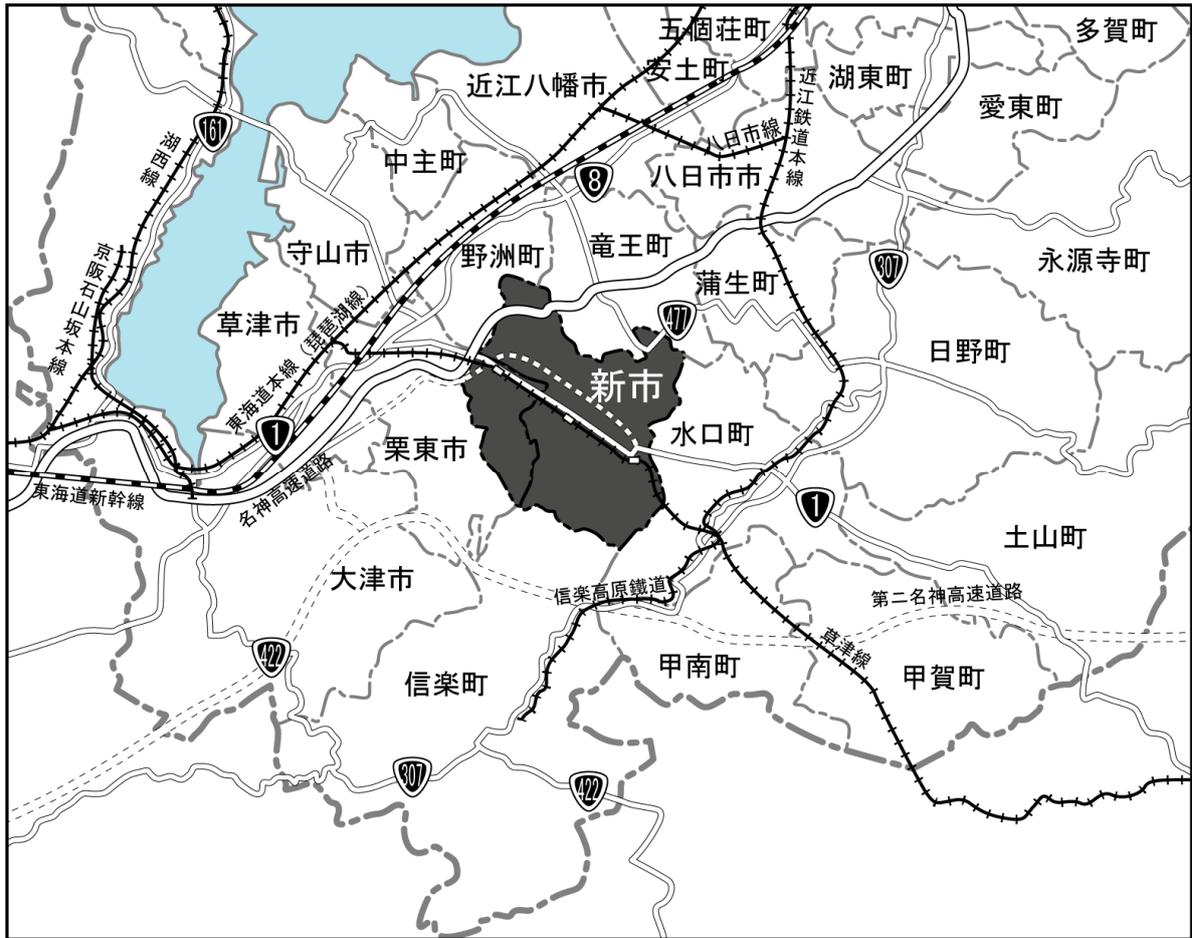
国道1号とJR草津線が地域を東西に走り、当地域には石部、甲西、三雲の3駅があります。これらの交通基盤によって、京阪神の都市圏への通勤通学に便利な立地となり、京阪神のベッドタウンとして住宅地開発が進みました。

奈良時代の昔から現代に至るまで、常にこのような交通の要衝として発展し続け、さらに気候が温暖な上に、野洲川を中心に開けた平野に恵まれたこともあって、様々な産業と文化を育んできました。

都市規模は、東西に12.7km、南北に18.3kmの広がりを持ち、行政面積は70.49km<sup>2</sup>で県土4,017.36km<sup>2</sup>の1.75%を占めています。総人口(平成15年3月末)は55,601人で県人口1,348,241人の4.1%です。

面積		70.49 km <sup>2</sup>	平成15年3月末現在
広ぼう	東西	12.7 km	
	南北	18.3 km	
人口		55,601 人	
人口密度		788.8 人	
世帯数		18,900 世帯	
世帯当たり人数		2.94 人	
高齢化率		11.5 %	(平成12年国勢調査時 10.5%)
就業人口	第1次産業	473 人	平成12年国勢調査
	第2次産業	14,257 人	
	第3次産業	13,437 人	
	合計	28,167 人	

# 新市の位置と地勢



## (2) 人口・世帯

### ① 人口・世帯数の推移

人口・世帯数は、昭和40年代以降、工業地や住宅地として開発されて急激な市街化が進み、他府県からの流入によって年々増加してきましたが、平成12年現在、増加率も緩やかになっています。県平均と比較して人口成長力は高いといえます。

人口・世帯数の推移

単位：人、世帯、%

	人 口				世 帯 数			
	新 市		滋 賀 県 計		新 市		滋 賀 県 計	
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率
昭和55年	32,729	—	1,079,898	—	9,246	—	302,635	—
平成2年	46,093	40.8	1,222,411	13.2	13,772	49.0	362,253	19.7
平成12年	53,740	16.6	1,342,832	9.9	17,854	29.6	440,294	21.5

資料：国勢調査

### ② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口の占める割合が一貫して減少傾向を示し、老年人口は増加しています。総人口・世帯数の増加傾向にかかわらず、少子高齢化が確実に進行しつつあります。

なお、平成12年の高齢化率をみると、勤労者世代の流入人口が増えたことにより、県全体と比較しても高齢化率が10.5%と低くなっています。

年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

	0～14歳 年少人口		15～64歳 生産年齢人口		65歳以上 老年人口		総人口	
	新市	滋賀県計	新市	滋賀県計	新市	滋賀県計	新市	滋賀県計
昭和55年	9,257 28.3	265,737 24.6	21,442 65.5	705,815 65.4	2,030 6.2	108,245 10.0	32,729 100.0	1,079,898 100.0
平成2年	11,062 24.0	249,258 20.4	31,773 69.0	824,232 67.6	3,209 7.0	147,144 12.0	46,093 100.0	1,222,411 100.0
平成12年	9,634 17.9	220,072 16.4	38,459 71.6	906,629 67.5	5,647 10.5	215,552 16.1	53,740 100.0	1,342,832 100.0

注)総数には「年齢不詳」を含む

資料：国勢調査

### (3) 産業構造

#### ① 就業構造

就業構造は、第2次産業（構成比が50%）と第3次産業（47%）の比重が高く、特に、第2次産業が県平均よりも高いのが特徴となっています。

構成比の推移は、近年では第1次産業だけでなく、第2次産業も減少傾向にあるのに対して、サービス業を中心とした第3次産業は一貫して増加傾向にあります。

産業別就業者数

単位：人

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
新市	昭和55年	592(3.9)	8,481(55.8)	6,118(40.3)	15,191(100.0)
	平成2年	457(2.0)	12,782(55.7)	9,709(42.3)	22,948(100.0)
	平成12年	473(1.7)	14,257(50.1)	13,437(47.2)	28,448(100.0)
滋賀県計	昭和55年	60,961(11.7)	208,216(40.0)	250,556(48.2)	520,211(100.0)
	平成2年	34,527(5.7)	255,076(42.4)	309,539(51.5)	600,978(100.0)
	平成12年	23,518(3.5)	259,531(38.8)	378,477(56.5)	669,487(100.0)

注)総数には「分類不能」を含む

資料：国勢調査

第1次産業 農業、林業、漁業

第2次産業 鉱業、建設業、製造業

第3次産業 電気・ガス・熱供給・水道業、運輸、通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産、サービス業、公務

#### ② 工業の動向

工業は、名神高速道路の開通に伴い多くの企業進出が進み、経済発展の主要な役割を果たしてきました。近年は、県全体の動向と同じく、事業所数や製造品出荷額等が減少しており、企業活力の低下がみられます。

業種別では、金属製品、一般機械器具、窯業土石製品等のウエイトが比較的高くなっています。

既存企業の技術の高度化、創造性を活かした新規事業の育成、情報技術や環境対応などの研究開発型企業の誘致など、工業の振興が望まれています。

製造業

単位：所、人、万円

		事業所数	従業者数	製造品出荷額等
新市	平成2年	244	11,765	51,368,119
	平成6年	210	12,196	46,602,238
	平成11年	227	11,852	44,018,706
	平成13年	223	11,428	41,139,440
滋賀県計	平成2年	4,641	163,822	600,037,930
	平成6年	4,270	162,202	597,313,447
	平成11年	3,957	156,208	612,879,684
	平成13年	3,752	154,669	606,297,181

※ 従業者4人以上の事業所

資料：滋賀県統計書(確報)

### ③ 商業の動向

商業(卸売業・小売業)は、人口増加や国道等幹線道路沿いへの大型量販店の立地を背景に、事業所数は横ばいですが、従業者数、年間販売額はここ数年急速に減少しています。

これは、草津市・水口町等の周辺市町への購買力の流出が大きな原因であるとみられ、買い回り品等の魅力ある商業機能の強化が望まれています。

		事業所数	従業者数	年間販売額
新 市	平成 3 年	525	2,873	6,996,130
	平成 6 年	517	3,140	7,978,851
	平成 11 年	511	3,446	8,020,361
	平成 14 年	462	3,172	7,108,325
滋賀県計	平成 3 年	18,541	90,369	288,231,065
	平成 6 年	17,632	95,496	270,805,982
	平成 11 年	17,326	110,959	293,944,021
	平成 14 年	15,941	108,903	254,328,227

資料：商業統計調査

### ④ 農林業の動向

農林業は、若者の他産業への流出により農林業離れが進み、従事者の減少とともに高齢化、後継者不足が進んでいます。

就業者の割合は少ないものの、新市の特徴である豊かな自然を基調とする農林業は、地域の魅力を構成するものであり、農林業製品の付加価値化、販路拡大、観光展開の推進など、農林業の振興と活性化が望まれています。

		専 業	第一種兼業 (農業が主)	第二種兼業 (農業が従)	総農家数
新 市	平成 2 年	27	19	1,078	1,124
	平成 7 年	33	39	939	1,011
	平成 12 年	36	12	644	692
滋賀県計	平成 2 年	3,001	2,193	56,061	61,255
	平成 7 年	3,148	3,536	47,662	54,346
	平成 12 年	2,716	1,878	33,542	38,136

資料：農林業センサス

#### (4) 土地利用

土地利用別面積(民有地ベース)をみると、宅地が1,005haで33.5%を占め最も多くなっています。次いで山林(883ha、29.4%)、田(739ha、24.6%)と続いています。

新市の中央部を東西に流れる野洲川が地域を大きく南北に2分し、野洲川の沖積低地には、国道1号、JR草津線が通り、農地が広がっています。

野洲川南部には、標高600~700mの飯道山、大納言、阿星山が並び、北部には、標高400m程度の岩根山の尾根が隣接の竜王町まで続き、山林が覆っています。これらの山地からは多くの小河川が野洲川に流れ下っています。宅地は、野洲川沿いの平地から山麓にかけて集積しています。

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
実数	3,002	739	129	1,005	—	883	—	23	223
構成比	100.0	24.6	4.3	33.5	—	29.4	—	0.8	7.4

資料：平成14年滋賀県統計書(評価地積)

#### (5) 都市基盤状況

##### ① 交通基盤の状況

##### i) 道路の状況

新市の幹線道路網は、国道1号と一般県道を基軸として形成されていますが、国道1号での渋滞が慢性化し、通過交通が町内生活道路へ流入する結果、交通事故の増加など交通環境の悪化が目立っています。この対策として、石部~栗東間において国道1号のバイパスの役割を担う甲賀湖南道路が都市計画決定され、一日も早い完成が望まれます。

新市の道路改良率及び舗装率は、それぞれ76.8%、92.5%と、県平均の48.0%、88.2%より高くなっています。

	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
新市	282,218	216,796	76.8	261,038	92.5
滋賀県計	9,020,456	4,326,590	48.0	7,958,962	88.2

資料：平成13年度市町村財政概況(平成14年4月1日現在)

##### ii) 鉄道の状況

公共交通の根幹である鉄道は、明治22年に開通以来、住民や地域を訪れる人々の交通手段として、まちの発展に大きな役割を果たしてきましたが、地域住民の生活や通勤・通学などの利便性向上と観光客の集客を図るため、JR草津線の増便や駅周辺を含めた鉄道関係施設の整備を進めるとともに、循環バスの接続増便など総合的な公共交通の整備が望まれます。

また、東海道新幹線新駅が設置されると、さらにまちの活性化につながるものと期待されます。

## ② 生活環境に関する整備状況

### i) 上下水道の状況

上水道普及率は99.7%で、県平均99.2%とほぼ同程度となっています。上水道の水源のほとんどを琵琶湖に依存しており、野洲川の水質保全を促進することは極めて重要です。

また、下水道普及率をみると84.5%であり、県平均72.6%よりも高くなっています。

### ii) 都市公園

住民1人当たりの公園面積は35.3㎡で、県平均11.9㎡よりもかなり高く、公園整備率の高い地域となっています。

### iii) ごみ・し尿処理施設

し尿処理は、下水道放流の割合が高く、次いで処理施設処理、し尿浄化槽となっています。このため、衛生処理率は100.0%と県平均98.6%よりも高くなっています。

また、ごみ処理の衛生処理率は75.4%で、県平均72.9%を超えています。

## ③ 児童福祉施設・教育施設の設置状況

保育園の充足率は、104.9%となっており充足されています。また、幼稚園は市町村・その他・公立保育園定員を含めると111.8%と充足されています。

小・中学校は、小学校が9校、中学校が4校ありますが、児童・生徒数の推移をみると、少子化の影響で、すでに児童・生徒数が減少してきている状況です。

## ④ 主な公共的施設

新市は、多様な教育・文化・スポーツ施設、健康・福祉施設が充実しており、住民の様々な活動に利用されています。なかでも、社会教育施設として代表的な、体育館、図書館の整備状況を見ると、体育館は全部で4箇所あり、人口1万人当たり0.753箇所(同県全体0.623箇所)、また図書館は全部で2箇所あり、人口1万人当たり0.376箇所(同県全体0.296箇所)といずれも県全体より高い水準となっています。

## ⑤ 観光・レクリエーション等の地域資源

観光・レクリエーション資源としては、東海道の宿場町や、国宝、重要文化財に指定されている建造物など数多くの歴史文化資源を有するとともに、産業面においては下田焼、竹皮細工などの伝統技術が受け継がれており、体験型観光に向けた取り組みが推進されています。

## 2. 住民ニーズの把握

平成14年7月に実施された「住民アンケート調査（その1）」及び平成15年2月に実施された「住民アンケート調査（その2）」の結果に基づき、住民ニーズを踏まえたまちづくりの視点について整理しました。

以下のような住民ニーズに適切に対応できるようなまちづくりへの取り組みが期待されています。

- ◇ 将来像については、「健康のまち」が特に高く、次いで「福祉のまち」「子供たちが健全に育つまち」が高い
- ◇ 満足度については、「豊かな自然や歴史文化」「コミュニティ施設」「上下水道」が高い
- ◇ 不満足度については、交通施設関連（「公共交通」「道路」）が高い
- ◇ 定住意向は、「できればこれからもずっと地域に住み続けたい」がかなり高いが、年齢が若くなるほど「できれば地域外に移転したいと考えている」の割合が高まっている
- ◇ 地域内に住みたい理由としては、「家族と一緒に住みたいから」が特に高く、次いで「豊かな自然に恵まれているから」が高い
- ◇ 地域外に移転する理由としては、「その他」を除くと、「この地域に魅力的な働く場がないから」が最も高く、次いで「みんなで楽しんだり、遊ぶ施設などがないから」が高い
- ◇ 望まれる施策としては、「医療施設・体制の整備」「高齢者福祉・体制の整備」の割合が高く、次いで、公共交通や道路交通環境に対する要望が高い
- ◇ 若年層の定住促進施策としては、「女性が働ける環境づくりや子育て支援環境の充実」と「買い物・遊びなどの賑わいある空間づくり」が高い

### （1）住民アンケート調査結果（その1）より

#### ① 将来のまちづくりについて

「医療や保健サービスが充実した健康のまち」が最も高く、続いて「高齢者や障害者が安心して暮らせる福祉のまち」、「教育環境が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち」の順となっています。

#### ② まちの現状（満足度・不満足度）について

##### <満足度について>

満足している項目としては、「上下水道の整備状況」「豊かな自然や歴史文化資源の保全」「公民館・集会所等のコミュニティ施設の整備状況」の割合が高くなっています。

##### <不満足度について>

一方、あまり満足していない項目としては、「鉄道やバス等の公共交通の利便性」「道路の整備状況」の交通関連が上位を占めています。

#### ③ 合併により期待される効果について

「経費節減や行財政の効率化」が突出し、次いで「公共施設の相互利用」が高くなっています。

#### ④ 合併により懸念される事項について

懸念事項では「行政サービスが低下する」をはじめとする様々な不安があげられました。

## (2) 住民アンケート調査結果（その2）より

### ① 定住意向について

#### <定住意向>

定住意向は、70%前後が「できればこれからもずっと地域に住み続けたい」となっており、高い傾向を示しています。年齢が若くなるほど「できれば地域外に移転したいと考えている」の割合が高くなっており、10歳代では「できればこれからもずっと地域に住み続けたい」より高くなっています。

#### <定住意向の理由>

地域内に住みたい理由としては、「家族と一緒に住みたいから」が50%弱で最も高く、次いで「豊かな自然に恵まれているから」となっています。地域外に移転する理由としては、「この地域に魅力的な働く場がないから」が最も高く、次いで「みんなで楽しんだり、遊ぶ施設などがないから」となっています。

### ② 将来のまちづくりについて

#### <最も望まれる施策>

最も望まれる施策は、「医療施設・体制の整備」「高齢者福祉・体制の整備」が高くなっています。次いで、「安心快適に移動できる歩道・遊歩道・自転車道の整備」「鉄道の輸送サービスの強化」「バスの利用利便性の強化」など、道路交通環境に対する要望が高くなっています。

#### <若年層の定住促進施策>

若年層の定住促進施策としては、「女性が働ける環境づくりや子育て支援環境の充実」と「買い物・遊びなどの賑わいある空間づくり」が最も高く、次いで「地場産業や新たな産業振興による活力ある働く場づくり」となっています。

### 3. 新市の特性

旧両町は、歴史・文化・住民生活等の地域間のつながりや一体性が深く、またこれまでのまちづくりの方向性も共通性が多いことから、一体となった魅力と個性あふれるまちづくりの推進を図っていくことが期待されます。

#### (1) 新市の特長

##### ① 良好な水と緑の自然環境等

- ・ 両町の中央を流れる野洲川のうるおい
- ・ 阿星山、岩根山など良好な緑の自然環境
- ・ 野洲川沿いに広がる田園環境

##### ② 多彩な文化遺産

- ・ 古くから伊勢路への街道として、江戸時代には東海道五十三次の51番目の宿場町として、多くの往来の人で賑わった歴史に培われた、多彩な歴史文化資源
- ・ 焼き物・近江木綿正藍染・竹皮細工・地酒など、多彩な伝統品や物産

##### ③ 県下有数の工業のまち

- ・ 名神高速道路の開通に伴い多くの事業所が立地した工業の町として、比較的就業環境が充実

##### ④ 古くから交通の要衝として発展

- ・ 伊勢参宮街道、東海道、国道1号、名神高速道路、JR草津線など古くからの交通の要衝
- ・ 名神高速道路ICや東海道新幹線新駅からの甲賀地域の玄関口としての立地性

##### ⑤ その他の地域特性

- ・ 野洲川を中心に地理的一体性が強い

#### (2) 両町に共通して見られるまちづくりの方向性

##### ① 住民の主体性・自立・信頼を基調に、住民参加ののびやかなまちづくり、コミュニティ形成、行政・住民相互の良好なパートナーシップによるまちづくりをめざしていく姿勢

- ・ 住民の主体性・自立・信頼を育てるまちづくり
- ・ 住民参加によるのびやかなまちづくり
- ・ 地域コミュニティ\*の強化
- ・ 行政・住民相互の良好なパートナーシップによるまちづくりの推進

##### ② 地域の豊かな自然環境を守り、環境を活かした、環境にやさしいまちづくりをめざしていく姿勢

- ・ 地域の豊かな自然環境を守り、育てるまちづくり
- ・ 豊かな環境をまちや住民生活の魅力に活かしていくまちづくり
- ・ 自然や地球環境にやさしいまちづくり

##### ③ 心の豊かさ（精神性）を中心に据えた、住民一人ひとりが輝く、喜びと和みのまちづくりをめざしていく姿勢

- ・ モノ至上でなく、心（精神）の豊かさを中心に据えたまちづくり
- ・ 住民一人ひとり・すべての人が輝くまちづくり
- ・ 住民の喜びと和みを大切にするまちづくり

## 4. 今後のまちづくりに向けた主要課題

新市の現状と特性、住民ニーズ、上位計画における方向性、および社会環境の変化を踏まえつつ、将来のまちづくりに関する主な課題について、以下のように設定します。

### (1) 自然に代表される地域資源を活かした新たな個性や魅力の強化

地域の豊かな自然と、その中で育まれた歴史文化等資源は、まちの特性であるとともに、住民にとっても郷土の個性や魅力を構成する重要な資源となっています。

特に、水と緑の豊かな自然環境は、住民アンケート結果にみられるように、まちの重要な魅力となっているとともに、そうした環境に親しめる自然豊富なまちが強く求められています。いいかえれば、地域のシンボリックな空間である野洲川の活用など、環境・景観資源として、そこに存在するだけでなく、まちや住民生活の豊かさに利用され、親しまれるような、より一層の利活用の促進が望まれています。

すなわち、将来の新市のまちづくりにおいては、良好な自然環境・景観を地域の重要な資産・宝として、守っていくとともに、より積極的に活用し、身近な生活環境のアメニティ\*の向上や、観光・交流・レクリエーション等活動の活発化、子ども達の環境学習の場づくりなど、個性豊かなまちづくりを推進していくことが望まれます。

### (2) 少子高齢化に対応した健康・福祉と育児・教育環境の充実

新市にあつては、総人口は増加傾向にありますが、少子高齢化が確実に進行しています。全国的な人口減少・少子高齢化といった社会傾向の中で、適正な人口バランスの維持を図るためにも、若年層・中堅層の定住促進を図っていく必要があるとともに、長寿社会において安心して住み続けられる環境づくりを強化していくことが必要です。

住民アンケート結果にみられるように、長寿社会を反映して「健康のまち」「福祉のまち」に対する住民ニーズは高くなっており、新市のまちづくりにおいては、医療・保健サービスの充実や、高齢者や障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進し、すべての人が健康で安心して地域で住み続けられるような、まちづくりを強化していくことが望まれます。

また、「子どもたちが地域で健全に育つまち」に対する住民ニーズも高くなっており、少子高齢化の一層の進展の中、都市の活力を維持・強化していくためにも、乳幼児・児童・若者が、地域で健全に育ち、地域に居続けたい・戻ってきたい、あるいは子どもを産みたい・ここで育てたいと思えるような、教育環境や子育て環境を強化・支援するまちづくりを推進していくことが望まれます。

### (3) まちの活力やにぎわいを創出する産業基盤の強化

産業を取り巻く環境の変化・停滞状況を反映して、住民アンケート調査でも、「商工業の振興」「観光レクリエーションの振興」「農林業の振興」などの、産業基盤の強化・雇用基盤の強化に対する住民ニーズは高くなっています。

若年層や中堅層の定住促進、高齢者が安心して住み続けられる地域づくり、さらには行財政基盤・都市力の強化の観点からも、産業基盤や雇用基盤の強化は重要な課題であり、そうした産業振興・活性化につながっていくようなまちづくりを強化していくことが望まれます。

特に、地域を代表する2次産業を柱とした産業の高度化につながるような企業や人材育成の

支援強化が望まれるとともに、自然環境との共生や長寿福祉社会に対応した産業の創出支援など、新しい産業と雇用の場を官民が協働で創出していく必要があります。

また、地域の自然・歴史・第1次産業資源等を有効活用し、観光交流人口の拡大と併せた観光型産業・サービス業等の強化、新たなブランド品・特産品等の開発など、新たな活力を創造するような展開が強く望まれます。

さらには、優れた交通条件を活かし、流出傾向の強い商業機能の集積強化を図るなど、定住魅力や就業魅力の高い環境づくりをめざしていくことが必要です。

#### (4) 快適で利便性の高い生活環境・基盤の整備・充実

住民ニーズや将来の環境変化に適切に対応した快適で利便性の高い生活環境・基盤の整備・充実を図り、総合的な定住魅力の強化を図っていく必要があります。

朝夕の交通渋滞や、生活道路への通過交通による混雑の解消とまちの活性化を図るため、道路網の整備を促進する必要があります。さらに、住民アンケート結果にみられるように、交通施策に対する住民ニーズも高く、公共交通サービスの充実や、道路環境の充実が望まれます。

「静かで快適な居住環境に恵まれた住宅のまち」の住民ニーズも高く、人口成長率も周辺都市と比べて優位にあることから、良好な環境や快適な居住環境に恵まれた「住宅のまち」としての更なる充実が望まれます。

「環境問題に積極的に取り組むまち」の住民ニーズも高く、豊かな自然環境を背景に環境問題が重要な地域課題でもあることから、都市環境から住民生活レベルに至る様々な分野での取り組みの強化が望まれます。

「若者にとっての魅力あるまちづくり」に対する住民ニーズも高く、買い物・遊び・交流など、にぎわいあるまちづくりの推進が望まれます。

また、若者を中心に高度情報基盤へのニーズも比較的高く、都市活力向上への多面的な活用が望まれます。

#### (5) 住民主体のまちづくりの推進

住民の主体性・自主性・信頼を基調に、住民主体のまちづくりを推進してきた行政姿勢もあり、住民アンケートでも、「行政情報の公開と住民主体によるまちづくり」に対するニーズが比較的高くなっており、より一層の住民主役のまちづくりや、コミュニティ豊かなまちづくり、すべての住民の幅広い社会参画を目標とするまちづくりを推進していくことが望まれます。

特に、地域住民の融和・国際交流（就労外国人など）等に代表される新たな地域コミュニティの育成や、住民自らが主体的に良質なまちづくりや支え助け合う活動の活発化を支援するような環境づくりが望まれます。

## 第4章 新市建設の基本方針

### 1. 新市のまちづくりの理念と将来像

以上の地域の現状、住民ニーズ及び主要課題を踏まえつつ、平和と人権尊重のもと新市におけるまちづくりの理念と将来像を設定します。

#### (1) まちづくりの理念

##### 豊かな自然や文化がかおるまち

- ・ 自然資源や歴史文化を、地域の誇り・宝として、次世代に守っていくとともに、地域の魅力を支える豊かな自然との良好な共生を図る、循環型社会の構築など、環境にやさしいまちをめざしていきます。
- ・ そして住民自身による地域資源を活かした取り組み（地域学習・美化・連携・発信）により、まちの魅力や個性の創造、さらには観光・交流振興等を積極的に行っていきます。

##### 安心とやさしさがほほえむまち

- ・ 自然の恵みややすらぎある風土を活かした心身の健康づくりの総合的支援、地域防災体制の強化など、すべての人が安全で安心して暮らし続けることのできるまちをめざします。
- ・ 社会的支援を必要とする人などすべての人々が、いつまでも生き生きと地域に住み続けることができ、安心して子どもを産み育てられるような、コミュニティ活動・多世代交流・ボランティア活動が活発で、みんなが支えあう、人権尊重と福祉のこころ豊かなまちをめざします。

##### 人と地域が未来にはばたくまち

- ・ 創造性・自主性・個性等を尊重した教育環境の充実や、交通条件の優位性を活かした企業育成の支援、創作・研究開発・交流活動等の支援など、未来の地域を担う豊かな人材が育ち、様々な創造的な産業・文化活動等が活発に行われるまちをめざします。
- ・ またそのために、駅周辺部や工業団地等における拠点形成を図るとともに、情報ネットワーク、幹線道路網、公共交通サービス、歩行者・自転車ネットワークの整備・充実による地域内外の交流を支えるまちづくりをめざします。

## (2) 新市の将来像

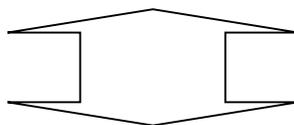
以上の基本理念を踏まえ、めざすべきまちの将来像（まちのイメージ）を以下のように設定します。

### ■新しいまちの将来像

自然とやさしさにつつまれた

笑顔と夢あふれるまち

豊かな歴史・文化や美しい水と緑の「自然」の恵みを大切にしながら、環境や人に対する「やさしさ」を育み、すべての人が健康と「笑顔」で安心して暮らせる、住民主体のまちづくりをめざします。また、新たなまちの活力を生み出す産業の活性化や、にぎわいや安らぎを支える、安全で快適な市街地の整備など、未来に「夢」ふくらむまちづくりをめざします。



### ■将来のまちづくりの理念

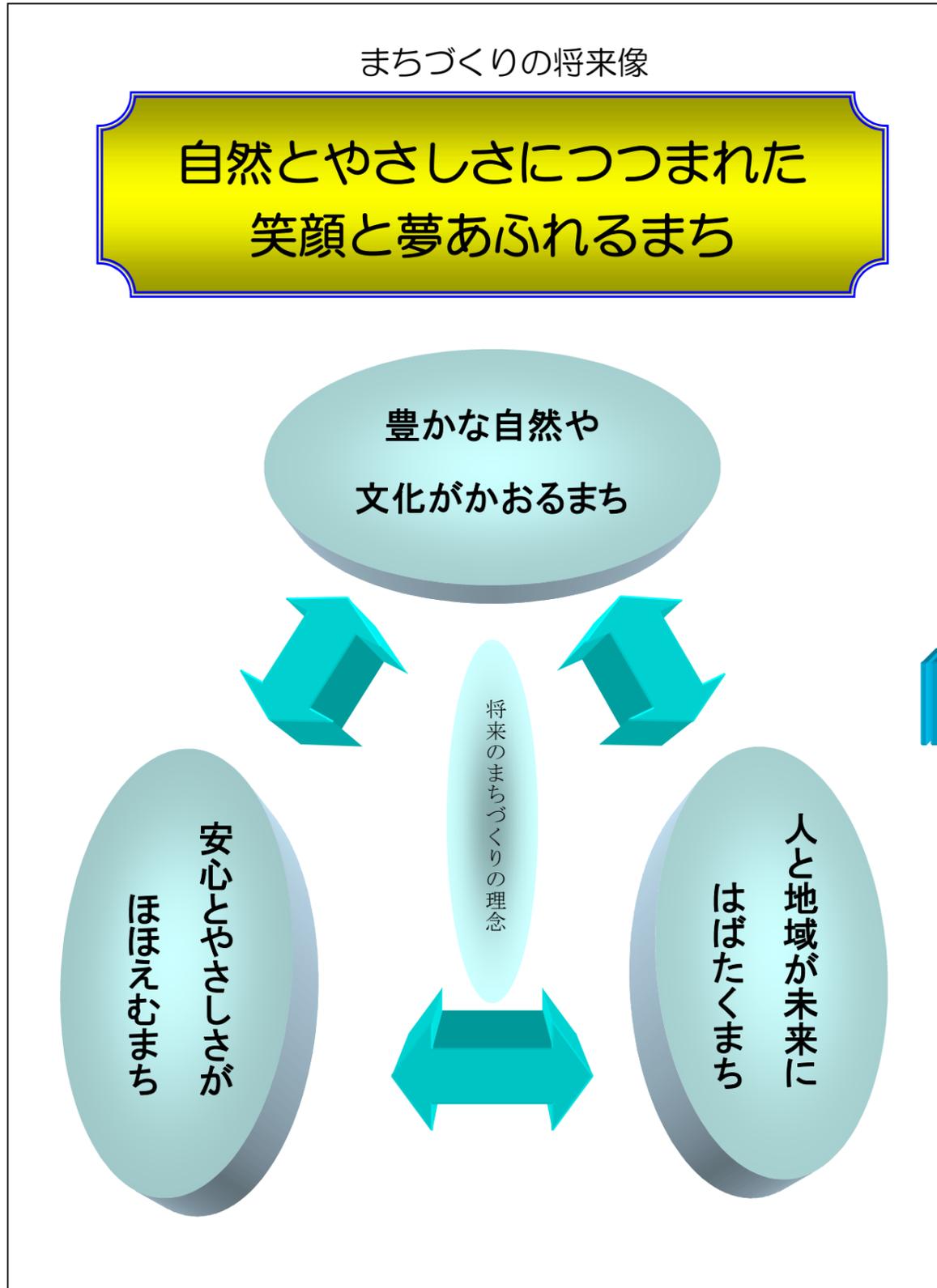
豊かな自然や文化がかおるまち

安心とやさしさがほほえむまち

人と地域が未来にはばたくまち

## 2. 新市のまちづくりの体系

まちづくりの目標毎に以下のような施策の柱を設定し、今後新市まちづくり計画の策定作業の中で、具体的な施策メニューについて検討を行っていくものとします。



### 3. 新市のまちづくりの目標

新市のまちづくりの理念と将来像を実現していくために、進めていくべき「新市のまちづくりの目標」を以下のように設定します。

#### (1) 美しい水と緑あふれる 環境にやさしいまちづくり

地域の水と緑の豊かな自然は、まちの特性であるとともに、両町住民にとっても郷土の個性や魅力を構成する重要な資源となっています。

将来の両町一体となったまちづくりにおいては、良好な自然環境の保全や地球環境問題への取組み、さらには自然をより積極的に活用した魅力ある圏域づくりや、観光・交流・レクリエーション等活動の場づくりなどを、住民自身が主体的に推進し、自然と共生する地域づくりをめざします。

#### (2) すべての人が笑顔で暮らせる 健康・福祉のまちづくり

長寿社会を反映して「健康のまち」「福祉のまち」に対する住民ニーズは高くなっています。将来の両町一体となったまちづくりにおいては、地域医療の機能や在宅医療体制の強化、さらに高度医療機関とのネットワークや多様な保健サービスの充実を図り、総合的な健康づくり対策を推進していくとともに、高齢者や障害者が安心して、いつまでも生きがいをもって暮らしていける地域福祉の充実を図ります。

また、子どもを育てるためのサポート機能を充実し、乳幼児・児童が、地域で健全に育ち、ここで子どもを産みたい・育てたいと思えるような、子育て環境を強化・支援するまちづくりをめざします。

#### (3) 人が輝く 豊かな歴史・文化のかおるまちづくり

少子化が進むなかで、将来の都市の活力を維持・強化していくためにも、子ども一人ひとりの個性を大切にしながら、地域に居続けたい・戻ってきたいという愛着を育み、将来の自己実現を果たせるような機会づくり、地域づくりをめざします。また、家庭・地域・学校と関係機関が一体となり、青少年が心身ともに健全に成長する社会環境づくりを行います。

さらに、生涯学習や芸術文化、スポーツ交流活動に対する施設や催しの充実により、活発な創造・交流活動を育んでいきます。

#### (4) 新たな活力を生み出す 産業がさかんなまちづくり

若年層や中堅層の定住促進、高齢者が便利で安心して住み続けられる地域づくり、さらには、行財政基盤・都市力の強化の観点からも、産業基盤や雇用基盤の強化は重要な課題です。特に両町においては、基幹産業である第2次産業について、事業所の操業環境の維持・向上を図るとともに、第1次産業～第3次産業との連携や、大学などの研究機関との連携や地域のポテンシャル\*を活用して、環境関連産業や人々の快適で健康な暮らしづくりを支える健康福祉産業など、新しい産業を生み出す仕組みを構築していきます。

さらに、豊かな自然や歴史資源の有するポテンシャルを最大限に引き出すとともに、互いをネットワークさせることで、多様な観光交流の創出をめざします。

#### (5) にぎわいややすらぎを支える 安心で快適なまちづくり

両町においては、特に交通施策に対する住民ニーズが高く、中でも安心・快適に移動できる歩道・自転車道の整備や、バス・鉄道といった公共交通の充実などに対する期待が強いことから、交通事故防止に向けた活動を推進し、人優先型の交通環境づくりに向け、道路の整備改善を促進するとともに、循環バスの拡充や鉄道関係施設の整備など公共交通サービスの充実を図っていきます。

また、広域的な幹線道路についても、地域外との連携強化及び地域内の交通混雑解消に向け、整備を促進していきます。

さらに、駅周辺部をはじめ、都市機能が集積した拠点地区の形成や、安全性・防災性に優れた良好な「住宅のまち」としての更なる充実をめざします。若者を中心に高度情報基盤へのニーズも比較的高いことから、必要な基盤整備とともに、住民サービス充実に向けた各種分野への活用を行います。

#### (6) みんなと創り育てる 住民参加のまちづくり

住民の主体性・自主性・信頼を基調に、住民主体のまちづくりを推進してきた行政姿勢もあり、住民アンケートでも、「行政情報の公開と住民主体によるまちづくり」に対するニーズが比較的高くなっており、より一層の住民主役のまちづくりや、コミュニティ豊かなまちづくり、すべての住民の幅広い社会参加を目標とするまちづくりを推進します。

## 4. 主要指標の見通し

### (1) 目標年次

目標とする年次は、今後具体的な検討を進める新市建設計画が、合併後概ね 20 年間の基本方針であることから、合併 20 年後の令和 6 年（2024 年）とします。

### (2) 総人口の見通し

新市は、現状においても県下有数の人口増加地域であり、魅力あるベッドタウンとしての役割の強化が期待されることから、良好な住宅地と定住環境の整備強化を図っていくことが望まれます。

そこで合併 10 年後の平成 26 年（2014 年）の目標人口は、60,000 人をめざすことを基本とし、現在の定住維持、若年層の吸引強化による人口バランスの改善、新市全体のバランスある定住促進をめざしていくものとします。

単位：人、%

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 26 年 (合併 10 年後)
総 人 口		46,093	51,372	53,740	60,000
年 齢 別 人 口	年少人口 0～14 歳	11,062 (24.0)	10,556 (20.5)	9,634 (17.9)	9,900 (16.5)
	生産年齢人口 15～64 歳	31,773 (69.0)	36,507 (71.1)	38,459 (71.6)	38,600 (64.3)
	老年人口 65 歳以上	3,209 (7.0)	4,309 (8.4)	5,647 (10.5)	11,500 (19.2)

### (3) 世帯数

世帯数については、今後ともに核家族化が進行すると考えられ、合併 10 年後における 1 世帯当たりの人口は、2.77 人程度になると見込まれます。したがって、合併 10 年後（平成 26 年）の世帯数を 21,700 世帯と設定します。

### (4) 就業人口

近年、就業率は減少傾向にあります。今後さらに高齢化が進めば、就業率はさらに低下することが想定されます。そこで、合併による産業振興や雇用の場の充実に努め、就業率は現状（平成 12 年並み）を確保するものとし、64.5%と設定します。したがって、合併 10 年後の 15 歳以上の人口見通しが 50,100 人となることから、就業人口を 32,300 人と設定します。

## 5. 新市の都市構造

理念・将来像・将来目標等を踏まえつつ、新市における将来の都市構造（まちの空間構成）についての基本的な考え方を、以下のように設定します。

### （1）まちの骨格づくり

#### ① 野洲川、山系、田園資源の魅力向上

新市の中央を流れる野洲川、自然公園や風致地区に指定されている南北山系、河川流域に広がる優良農地について、新市の特色ある地勢を構成する資源として、魅力アップに向けての保全と有効活用を積極的に進めます。

#### ② 広域を連携する幹線道路体系の強化

国道1号バイパスの整備や、南部丘陵部における東西軸の整備、さらには野洲川南北の一体性・連携の強化をめざした、橋等の南北軸の整備強化を図るなど、広域を連携する幹線道路軸によるまちの骨格形成を図ります。

またこれにより、市街地等への過度の通過交通の排除を図り、国道1号の混雑緩和や旧東海道の歩行環境の改善を図ります。さらに、JR3駅周辺における交通アクセス軸の整備強化を図り、駅周辺の活性化と駅利用促進を一層進めます。

### （2）ひとにやさしい交通環境への転換

#### ① 歩行者・自転車の移動しやすい歩きたくなるまちづくり

ひとと車の良好な共存による、歩行者・自転車が快適・安全にまちなかを散策・移動できるような、歩きたくなるまちづくりをめざします。

これにより、住民や観光客の交流促進、新市の風土の豊かさにふれ親しむ機会の増大、健康増進の支援等を進めていきます。特に、野洲川沿いや旧東海道、山地部における林道等の地域資源を活かした魅力あるみちづくりを進めていきます。また、併せて、バリアフリー\*化を進めていきます。

#### ② 駅を中心とする公共交通サービスの強化

既存のJR3駅を中心として、鉄道やバス等の公共交通サービスの強化（JRの複線化と増便、バス運行ルート・サービスの充実）を図るとともに、全てのひとの移動しやすいまちづくりをめざし、特に、駅や主要公共施設・観光施設等を循環するバスの運行サービスの充実を進めます。

### (3) 中心と各地域のバランスある発展

#### ① まち全体の活性化に資する中心核・交流拠点の整備

JR 駅のポテンシャルを活かしたまちづくりの観点から、各駅周辺の状況や課題に応じて、駅周辺のアクセス交通基盤の整備強化、公共交通サービスの強化、情報発信・交流等の環境の充実、周辺の土地の有効活用と商業サービス等の機能集積の強化等が望まれます。また、特に、甲西駅周辺における中心部と野洲川が一体となった環境整備や、石部駅周辺における南部商店街や旧東海道等との連携、さらには三雲駅周辺における産業エリアとの連携に資する新しい機能導入等に留意した一体的なまちづくりを推進します。

#### ② 各地区毎の活性化に資する整備

##### ・各地区毎の居住環境及び文化的生活の支援

既存の市街地部を基本としながら、各地区におけるコミュニティ・交流・住民活動等の支援や、文化施設等の公共施設・サービスの充実を図り、魅力ある住環境の充実を住民参加のもとに、図っていきます。

##### ・国道バイパス等の主要交通基盤を活かした活性化

国道1号バイパス等の主要な交通基盤の整備と併せ、同路線沿道や、既存の国道1号等において、沿道における商業サービス機能の立地誘導・集積強化など、農用地など周辺環境との良好な共存に配慮しながら、地区ポテンシャルを活かしたまちづくりを推進します。

##### ・既存産業基盤を活かした新たな産業振興

湖南工業団地や研究施設等の既存産業基盤を積極的に活用し、企業間交流や学術機関との連携・交流、研究・開発・高度化活動等の支援を図るとともに、環境・福祉・農林業等の新たな産業・研究・人材育成機能等の誘致・検討を図るなど、創造的な産業が活発に行われるようなまちづくりを推進します。

## 拠点・エリア

### 中心核・交流拠点

- ・ 鉄道駅周辺のアクセス交通基盤の整備強化、公共交通サービスの強化、情報発信・交流等の環境の充実、周辺の土地の有効活用と商業サービス等の機能集積の強化を行います。
- ・ また、甲西駅周辺における中心部と野洲川が一体となった環境整備、石部駅周辺における商店街や旧東海道等との連携、さらには三雲駅周辺における産業エリアとの連携に資する新しい機能導入等に留意した一体的なまちづくりを行います。

### 生活文化エリア

- ・ 各地域におけるコミュニティ・交流活動等の支援を行いながら、既存公共施設の利活用の促進や魅力ある環境の充実を、住民参加のもとに図っていきます。
- ・ 地域内の身近な商業サービス機能の充実により、暮らしやすく、かつそれぞれの個性ある地域づくりを行います。

### 産業エリア

- ・ 企業間交流や学術機関との連携・交流、研究・開発・高度化活動等の支援を図るとともに、環境・福祉・農林業等の新たな産業・研究・人材育成機能等の誘致・検討を図るなど、創造的な産業が活発に行われるようなまちづくりを行います。

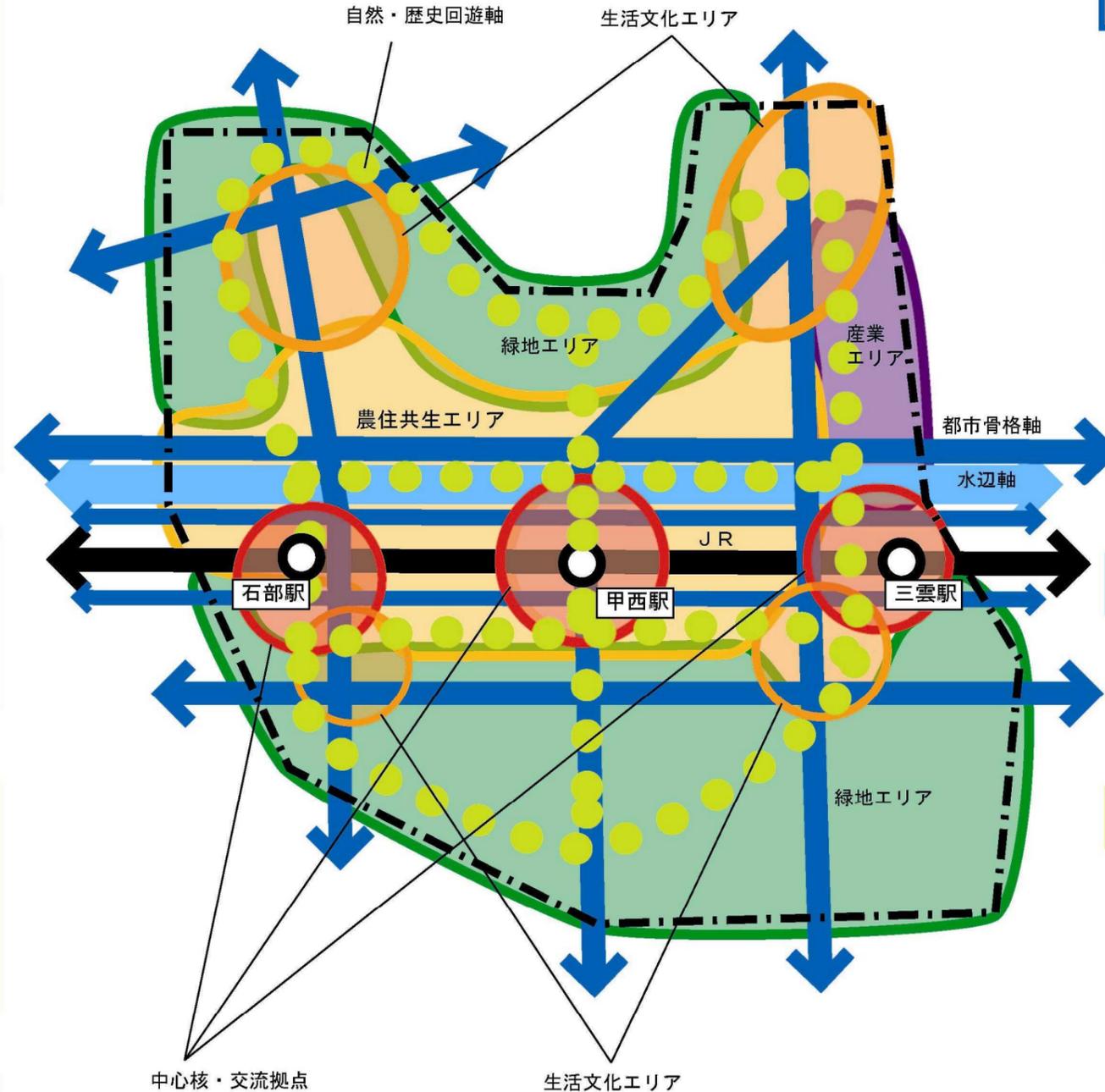
### 農住共生エリア

- ・ 営農環境に留意しながら、計画的な住環境の整備を行います。
- ・ 国道1号バイパス等の沿道や、既存の国道1号等において、沿道における商業サービス機能の立地誘導・集積強化など、周辺環境との良好な共存に配慮しながら、地区ポテンシャルを活かしたまちづくりを行います。

### 緑地エリア

- ・ 自然公園や風致地区に指定されている南北山系について、まちの魅力アップに向けての保全と有効活用を積極的に進めます。

## 都市構造イメージ図



## 軸

### 都市骨格軸

- ・ 国道1号バイパスの整備や、南部丘陵部における東西軸の整備により、市街地等への過度の通過交通の排除を図り、国道1号の混雑緩和や旧東海道の歩行環境の改善を進めます。
- ・ また、野洲川南北の一体性・連携の強化をめざし、橋等の南北軸の整備強化を図ります。
- ・ JR3駅周辺における交通アクセス軸の整備強化を図り、すべてのひとの移動しやすいまちづくりをめざします。

### 水辺軸

- ・ 野洲川について、親水環境の整備拡充によるシンボリックなオアシス環境づくり、環境共生型まちづくりに資する役割の付加、活発な交流の場としての活用を行っています。

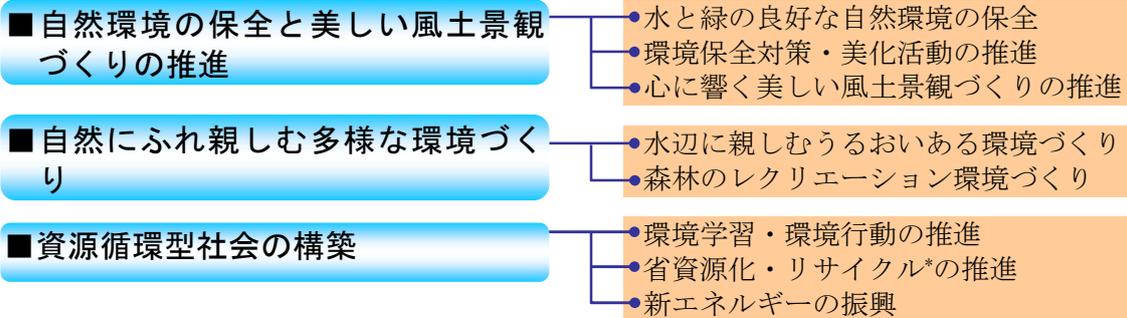
### 自然・歴史回遊軸

- ・ 歩行者・自転車が快適・安全にまちなかを散策・移動できるような、歩きたくなるまちづくりをめざし、住民や観光客の交流促進、両町の風土の豊かさにふれ親しむ機会の増大、健康増進の支援等を進めています。
- ・ 特に、野洲川沿いや山々の緑、旧東海道等の地域資源を活かした魅力あるまちづくりを進めています。

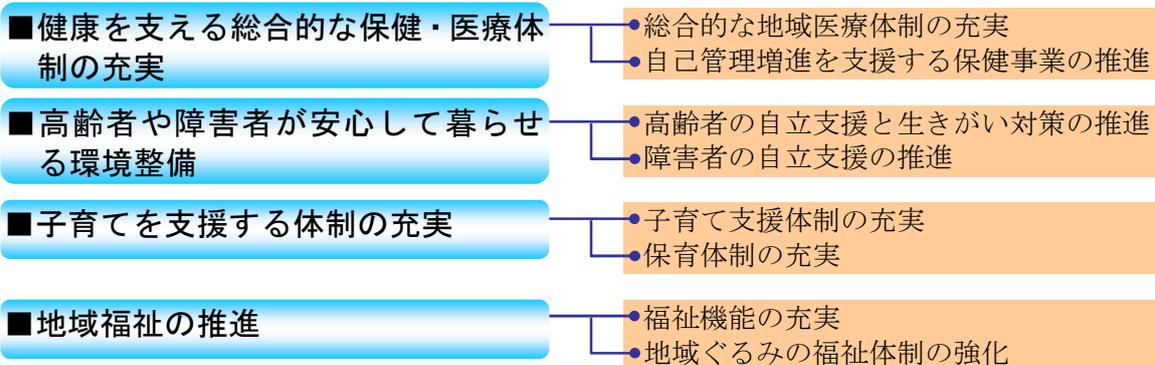
## 第5章 新市の主要施策

### 1. 施策体系

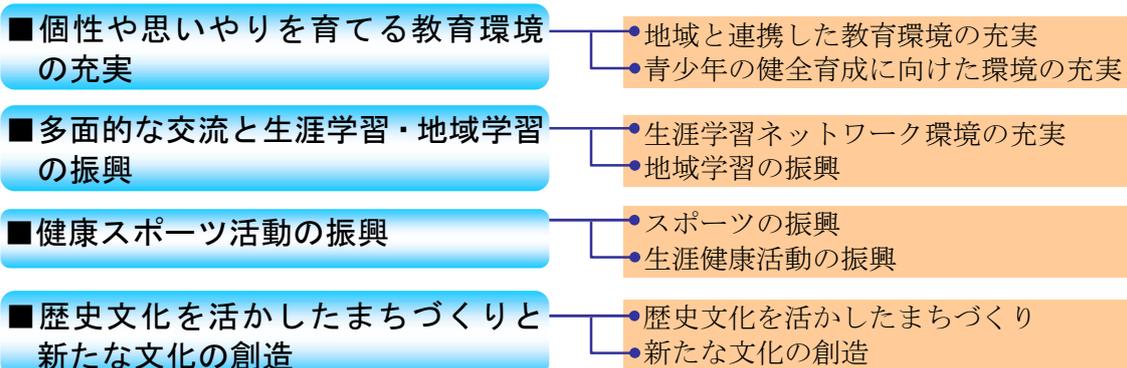
#### (1) 美しい水と緑あふれる 環境にやさしいまちづくり



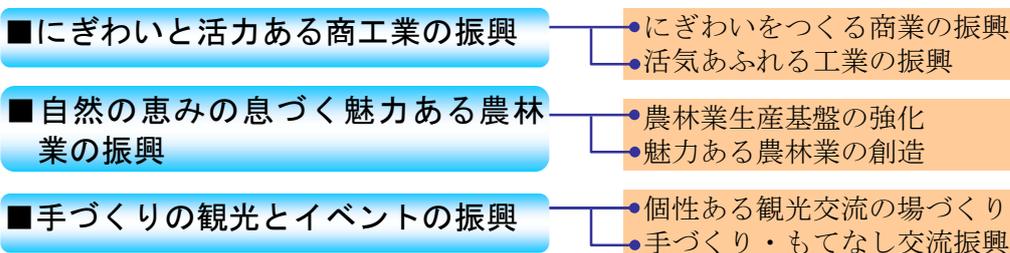
#### (2) すべての人が笑顔で暮らせる 健康・福祉のまちづくり



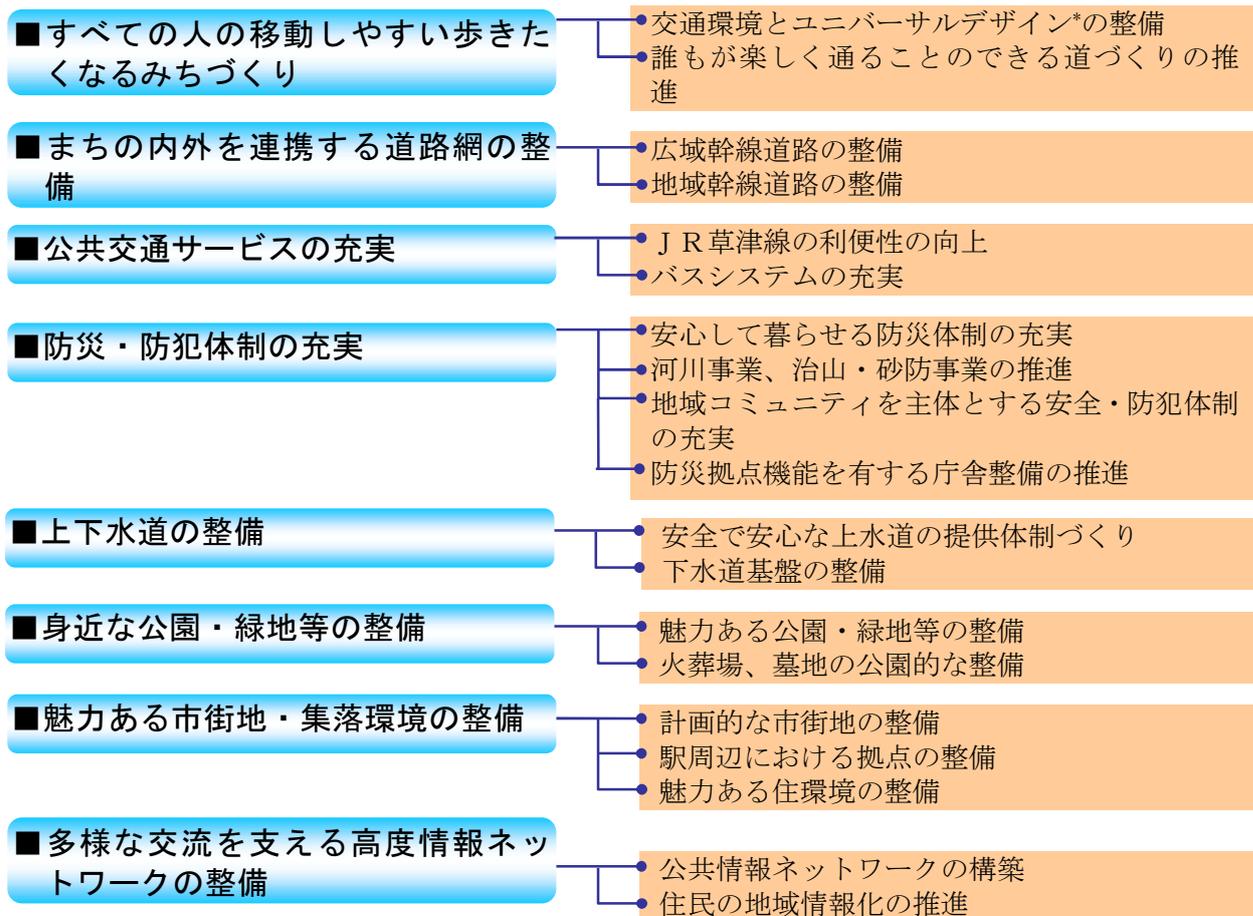
#### (3) 人が輝く 豊かな歴史・文化のかおるまちづくり



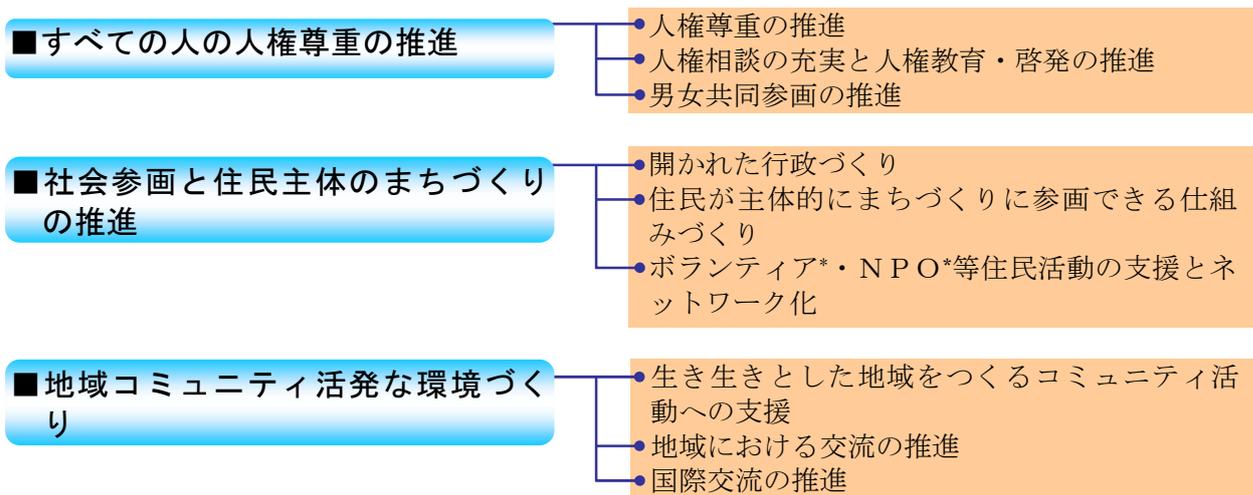
#### (4) 新たな活力を生み出す 産業がさかんなまちづくり



(5) にぎわいややすらぎを支える 安心で快適なまちづくり



(6) みんなと創り育てる 住民参加のまちづくり



## 2. 主要施策

### (1) 美しい水と緑あふれる 環境にやさしいまちづくり

#### ① 自然環境の保全と美しい風土景観づくりの推進

##### ■ 水と緑の良好な自然環境の保全

- 新市の中央を流れる野洲川や、河川沿いに広がる田園環境、地域を囲む阿星山・岩根山の山林等、まちの魅力の骨格を構成する良好な自然環境の保全を図ります。
- 琵琶湖の総合保全の観点から、水源かん養機能と自然の水循環を健全に保つため、里山・森林の管理と保全や、うるおいある河川環境の整備を図るとともに、下水道整備の早期完了を目指し、河川等の水質保全や、生態系にやさしい環境づくりを図ります。

##### ■ 環境保全対策・美化活動の推進

- 住民等の参加と協力も得ながら、ゴミ及び産業廃棄物の不法投棄防止やポイ捨ての禁止等の環境対策の強化を図るとともに、環境美化・保全活動の一層の強化を進めます。

##### ■ 心に響く美しい風土景観づくりの推進

- 自然環境の魅力を積極的に活用し、歩きたくなる、訪れたくなる、誇りに思うような、心に響く美しい風土景観の創出をめざし、野洲川・ため池等の水辺や、丘陵地の観光施設周辺、田園集落等において、モデル的な景観整備の取り組みを進めます。
- 身近な住宅地等においても、花や緑を活かした緑化推進を図るなど、緑豊かな美しいまちづくりに取り組みます。

#### ② 自然にふれ親しむ多様な環境づくり

##### ■ 水辺に親しむうるおいある環境づくり

- 河川やため池などを水辺空間として環境整備を推進し、身近に水辺に親しめる機会の増大や、うるおいある環境づくりを進めます。
- 野洲川沿いについては、自然学習、野外活動、各種交流イベント等の活動が日常的に行われるような環境整備と、利活用の促進を図ります。

##### ■ 森林のレクリエーション環境づくり

- 森林については、生産活動の場としてのみならず、交流・レクリエーションなど、多面的な利活用を促進します。
- 自然環境を活かした遊歩道や公園を整備するほか、森林ボランティアの育成に努め、住民にとって森林が親しみやすくなる環境づくりに努めます。
- 学校教育や生涯教育において森林について学べるよう、豊かな自然環境を体感できる体験学習の場となるよう整備します。

### ③ 資源循環型社会の構築

#### ■ 環境学習・環境行動の推進

- 豊かな自然環境を未来に残すためにも、資源循環型社会を構築することが求められており、行政・住民・企業が協働で進める行動指針に基づき、役割の明確化と啓発を図ります。
- リサイクル\*施設等を利用して、地球温暖化問題も視野に入れた総合的な環境学習や体験学習等を実践し、環境への意識の高揚を図ります。

#### ■ 省資源化・リサイクルの推進

- ごみの分別強化、減量化、再資源化、有効活用化を推進するとともに、資源の省エネルギー化などについて、行政・住民・企業が一体となって環境にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。
- 資源のリサイクル・有効活用について、市民レベルでの活動の活性化を図ります。

#### ■ 新エネルギーの振興

- 自然等を活用するエネルギーの対策について、環境への負荷も少なく、またコスト削減につながる等の観点から、関係機関と連携しながら積極的な取り組みを図ります。

**【主要施策】**

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>①自然環境の保全と美しい風土景観づくりの推進</b>		
水と緑の良好な自然環境の保全	河川改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の護岸改修</li> <li>・生態系の保全</li> </ul>
	森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の管理、巡視</li> <li>・植生の保護</li> </ul>
環境保全対策・美化活動の推進	環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄の監視・防止</li> <li>・一般、産業廃棄物の適正処理</li> </ul>
	環境の美化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な環境美化活動の推進</li> </ul>
心に響く美しい風土景観づくりの推進	緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花いっぱい運動に対する助成、緑化の推進</li> </ul>
	景観モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域におけるモデル的な景観整備</li> </ul>
<b>②自然にふれ親しむ多様な環境づくり</b>		
水辺に親しむうるおいある環境づくり	水辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川等の自然環境整備</li> <li>・水辺における親水空間の整備</li> </ul>
森林のレクリエーション環境づくり	自然の共生事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林への遊歩道や里山の整備</li> <li>・公園等憩いの場づくり</li> </ul>
	森林学習事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林体験学習の機会づくり</li> </ul>
<b>③資源循環型社会の構築</b>		
環境学習・環境行動の推進	環境学習事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に対する意識高揚</li> <li>・リサイクルプラザを活用した環境学習</li> </ul>
省資源化・リサイクルの推進	省資源化・リサイクル推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源リサイクル活動の推進</li> <li>・リサイクルプラザ等の運営</li> <li>・生ゴミ処理機の補助</li> </ul>
新エネルギーの振興	新エネルギーの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギーの活用に向けた学習・啓発の推進</li> </ul>

**【新市における国・県事業】**

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>①自然環境の保全と美しい風土景観づくりの推進</b>		
水と緑の良好な自然環境の保全	河川改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川改修事業</li> <li>・一級河川環境整備事業</li> </ul>

## (2) すべての人が笑顔で暮らせる 健康・福祉のまちづくり

### ① 健康を支える総合的な保健・医療体制の充実

#### ■ 総合的な地域医療体制の充実

- 公的医療機関と民間医療機関の連携のもと、質の高い医療体制とネットワークの強化を図ります。
- 公的医療機関については、公立甲賀病院をはじめとする地域の医療機関の整備を促進し、総合的な地域医療の機能強化や在宅医療体制の強化、さらには市外の救急医療・高度医療機関とのネットワークの充実を図るなど、市民が生涯を通じて安心して暮らせるような、地域医療体制の充実をめざします。

#### ■ 自己管理増進を支援する保健事業の推進

- 住民自らが「自分の健康は自分で守り育てる」という意識を持ち、自主的に健康づくりに取り組めるよう、健康教育、健康相談、健康診断、予防・初期医療など、保健・医療・福祉が連携した、総合的な保健事業の推進と地域を軸とした健康づくり体制の強化を図ります。

### ② 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境整備

#### ■ 高齢者の自立支援と生きがい対策の推進

- 高齢者の健康づくりや、生活習慣病の予防を推進するとともに就労機会の開発・充実や、生涯学習・多世代交流の機会づくりなど、元気な高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりを推進し、自立を支援します。
- 高齢者福祉施設の整備充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携のもと、相談サービス、在宅訪問指導・支援、配食サービス等の総合的な生活支援を図ります。

#### ■ 障害者の自立支援の推進

- 障害者が安心して外出でき、社会参加が行えるような社会環境整備を推進することで、障害者の自立支援を推進します。また、支援費制度を活用した、サービス提供体制や相談体制の充実を図り、さらには民間やNPOなどと連携を密にしながら就労支援や交流機会の創出を図ります。
- 幼児から、障害者と健常者を分け隔てなく育てていく環境を整え、すべての子どもたちが、ふれあい豊かに育つ環境づくりを進めます。

### ③ 子育てを支援する体制の充実

#### ■ 子育て支援体制の充実

- 子どもが健やかに育つことができ、親が安心して産み育てられる環境整備が求められており、育児・保育、さらには虐待の防止のための相談窓口や情報交換・対話・交流の場となる、子育て支援センター機能の充実と、情報ネットワークの構築を図ります。  
また、関係機関と連携し、ファミリーサポートセンターなどの整備に努めます。
- 母子・父子など一人親家庭に対する在宅支援サービスの推進や相談体制の充実を図ります。

■ 保育体制の充実

- 多様な保育ニーズに対応できるよう、官民連携のもと、低年齢保育・早朝保育・延長保育・障害児保育・一時預り保育や、保育内容・保育環境など機能の充実とともに、保育園と幼稚園との交流・連携を図ります。
- 未就園児保育や学童保育についても、機能の充実を図ります。

④ 地域福祉の推進

■ 福祉機能の充実

- 福祉事務所を設置し、福祉・保健・医療との連携のもと、地域福祉計画を策定し総合的な福祉施策を推進します。
- 様々な福祉活動に資する既存公共施設等の有効活用を促進するとともに、住民参加のもと、住民ニーズに即した施設・環境・機能等の充実を図ります。

■ 地域ぐるみの福祉体制の強化

- 地域全体で助け支え合う環境づくりが重要であることから、学校や生涯学習活動での福祉教育の充実・啓発に努めるほか、イベントの開催などにより、地域住民の福祉意識を向上させ、心のバリアフリーにつながる仕組みづくりを進めます。
- 地域ぐるみで福祉を支える人材の育成に向け、地域のボランティア・NPO活動等の育成や支援に努めるほか、地域福祉の中心となる社会福祉協議会の充実に努めます。
- 互助に役立つ情報ネットワークの充実や、人材活用の仕組みの強化など、地域レベルでの活動の活性化支援を図ります。

【主要施策】

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>①健康を支える総合的な保健・医療体制の充実</b>		
総合的な地域医療体制の充実	公的医療機関の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療施設の改修整備</li> <li>・ 高度医療機器等の整備</li> </ul>
	地域医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療体制の強化</li> <li>・ 市外高度医療機関を含めた地域医療のネットワーク化</li> </ul>
自己管理増進を支援する保健事業の推進	健康推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康新市21計画づくり</li> <li>・ 健康教育、健康診断、予防・初期医療等保健事業の推進</li> </ul>
	総合保健システム導入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の健康情報に係るコンピュータ管理システムの導入</li> </ul>

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>②高齢者や障害者が安心して暮らせる環境整備</b>		
高齢者の自立支援と生きがい対策の推進	生きがい支援対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防の推進</li> <li>・高齢者の生きがい活動や外出支援</li> <li>・老人クラブ活動支援</li> <li>・地域交流事業の推進</li> </ul>
	生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス、施設の整備充実</li> <li>・老人福祉センターの改修整備</li> <li>・在宅訪問、配食サービス等の推進</li> </ul>
障害者の自立支援の推進	社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立を促進する社会環境整備</li> <li>・障害者の就労支援</li> <li>・ふれあい、交流機会の充実</li> </ul>
	生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援サービスの提供、相談体制の充実</li> </ul>
<b>③子育てを支援する体制の充実</b>		
子育て支援体制の充実	子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに係る相談、情報交換機能（子育て支援センター）の充実</li> <li>・エンゼルプラン*の推進</li> </ul>
	子育て支援等の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援拠点施設の充実</li> <li>・学童保育施設の整備</li> </ul>
	母子・父子福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人親家庭に対する在宅支援、相談体制の充実</li> </ul>
保育体制の充実	保育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園施設整備</li> <li>・保育園給食設備の充実</li> </ul>
	保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低年齢保育、早朝保育、延長保育、障害児保育、一時預かり保育等保育機能の充実</li> <li>・未就園児保育の充実</li> </ul>
<b>④地域福祉の推進</b>		
福祉機能の充実	福祉事務所の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉、保健、医療の連携による総合的施策の推進</li> </ul>
地域ぐるみの福祉体制の強化	支え合いの環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉体制の強化</li> <li>・社会福祉協議会の充実</li> </ul>
	住民活動等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア、NPO活動等の支援</li> <li>・地域福祉に係る人材育成、人材活用</li> <li>・地域福祉情報ネットワークの充実</li> </ul>

### (3) 人が輝く 豊かな歴史・文化のかおるまちづくり

#### ① 個性や思いやりを育てる教育環境の充実

##### ■ 地域と連携した教育環境の充実

- 保育園・幼稚園は、幼児の個性や成長に応じた、ふれあい豊かな教育環境の充実により、幼児教育体制の充実を図ります。
- 小学校、中学校については、地域の歴史・自然環境・人材を活かした地域学習・ふれあい学習の推進や、メンタルケアの推進、さらには社会の国際化や高度情報化社会への適応力等を育てる特色あるカリキュラムの作成を図り、個性・思いやり・地域への愛着・考える力を育てる教育を進めるとともに、教育施設・設備・環境の改善を図ります。

##### ■ 青少年の健全育成に向けた環境の充実

- 子どもや青少年が健全で人間性豊かに成長していくため、家庭・学校・地域社会が一体となった取り組みや世代間交流の機会を充実します。
- 若者の地域内への就職・定住に向け、若者が地域に愛着を持ち、地域活動の担い手となるよう、若者が中心となる交流イベントの促進や、地域リーダーとなる人材育成の推進を図ります。さらに、産・官・学、相互の連携を推進し、若者の活動の場づくりや仕組みづくりの充実を図ります。

#### ② 多面的な交流と生涯学習・地域学習の振興

##### ■ 生涯学習ネットワーク環境の充実

- 図書館資料の充実と図書館情報のネットワーク、移動図書館の充実など、利用しやすい環境づくりを図ります。
- 高度情報ネットワーク化を活用した学習情報（催し・サークル等の情報）の整備や、施設オンライン利用予約システムを図るなど、だれもが利用しやすい環境整備を図ります。
- 生涯学習に取り組む地域活動への支援を図るほか、地域における学習リーダーの育成に取り組むなど、地域に根付いた生涯学習環境を整備するとともに、そうした活動の拠点となる施設の整備を図ります。

##### ■ 地域学習の振興

- 地域の多彩な歴史・自然・田園・第1次産業等の資源や人材に、日常的にふれ親しむことができるような地域学習環境の充実を図ります。
- 地域資源や人材を活用した交流イベントなどの地域学習プログラムの充実を図るとともに、主な地域資源における休憩スポット等の環境整備や、モデルルート等の情報案内施設の整備など、利用しやすい環境づくりを図ります。

### ③ 健康スポーツ活動の振興

#### ■ スポーツの振興

- 各スポーツ施設における魅力ある参加しやすいスポーツイベントの促進や、健康づくり講座の開催など、利用機会の充実を図るほか、施設オンライン利用予約システムの導入を図るなど、住民がスポーツに取り組みやすい環境整備を進めます。
- 地域のスポーツを振興するスポーツリーダーの発掘や育成に努めるほか、自主的な活動を行う総合型地域スポーツクラブなどの育成と支援を図ります。

#### ■ 生涯健康活動の振興

- 日常的に、身近な環境の中で、生涯にわたって、軽スポーツや健康運動活動がさかんに行われるような、健康的な地域づくりを進めます。
- 軽スポーツや健康運動活動が身近に行えるような運動広場の確保や、河川敷等を活用したジョギングロードや散歩道の整備、公園等への健康器具の設置等を図ります。

### ④ 歴史文化を活かしたまちづくりと新たな文化の創造

#### ■ 歴史文化を活かしたまちづくり

- 旧東海道をはじめとする街道筋の町並みや社寺・文化財など、貴重な歴史文化遺産の保全を図るとともに、伝統文化の継承を図ります。
- 多彩な歴史文化資源を、住民をはじめ、外部の人にも身近に知ってもらえるよう、インターネット\*をはじめ、各種媒体を活用した情報提供の充実を図るとともに、モデル散策ルートマップの充実や案内板等の設置を進めます。
- 旧東海道の街道筋など、主な地区における歴史性を活かした個性的な景観・環境整備を進めるとともに、地域の総合的な歴史文化情報をわかりやすく学び体験できるような場づくりを図ります。

#### ■ 新たな文化の創造

- 住民の様々な文化芸術活動を支援するとともに、地域の多彩な歴史・自然・田園・第1次産業等の資源を積極的に活用した新たな交流・イベントの創造を進めます。

#### 【主要施策】

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>①個性や思いやりを育てる教育環境の充実</b>		
地域と連携した教育環境の充実	幼児教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園施設の整備</li> <li>・ 幼児教育環境の充実</li> </ul>
	特色ある学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域学習、ふれあい学習の推進</li> <li>・ メンタルケアの推進</li> <li>・ 国際化、情報化等に係る教育内容の充実</li> </ul>
	学校教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I T*環境や各種施設、設備の充実</li> <li>・ 学校教育施設の環境整備（耐震・大規模改造）</li> <li>・ 学校給食共同調理場施設整備</li> </ul>

施策の柱	主要事業	事業概要
青少年の健全育成に向けた環境の充実	青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年自然道場の整備充実</li> <li>・ 地域連携による青少年の育成</li> <li>・ 世代間交流機会の充実</li> </ul>
	地域リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流イベントの推進</li> <li>・ 産・官・学の連携による活動の機会づくり</li> </ul>
<b>②多面的な交流と生涯学習・地域学習の振興</b>		
生涯学習ネットワーク環境の充実	図書館の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書情報システムの構築</li> <li>・ 移動図書館等利用環境の向上</li> </ul>
	生涯学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報ネットワーク化による施設利用環境の向上</li> <li>・ 学習リーダーの育成</li> <li>・ 学習プログラムの充実</li> </ul>
	生涯学習センター等施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習等の市民活動センターの整備</li> <li>・ 公民館の機能充実</li> </ul>
地域学習の振興	地域学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域資源や人材の活用による交流イベント</li> <li>・ 地域資源を巡るモデルルートの整備</li> </ul>
<b>③健康スポーツ活動の振興</b>		
スポーツの振興	施設利用環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン予約システムの導入</li> <li>・ スポーツ講座の充実</li> </ul>
	スポーツ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツイベントの促進</li> <li>・ スポーツリーダーの発掘、育成</li> <li>・ 地域スポーツクラブの育成</li> </ul>
生涯健康活動の振興	身近な健康活動の場の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジョギングロード、散策道の整備</li> <li>・ 健康器具の整備充実</li> </ul>
<b>④歴史文化を活かしたまちづくりと新たな文化の創造</b>		
歴史文化を活かしたまちづくり	歴史民俗資料館等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の歴史、文化資源等を保管・展示する資料館等の施設整備</li> </ul>
	歴史文化財等の保存・周辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧東海道等の歴史景観の整備</li> <li>・ 文化財等の保全</li> <li>・ 伝統文化等の継承</li> </ul>
	歴史文化情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドマップの作成</li> <li>・ 案内板等の設置</li> <li>・ インターネットによる歴史文化情報の発信</li> </ul>
新たな文化の創造	新たな交流イベントの創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化芸術活動の支援</li> <li>・ 地域資源を活用した交流、イベントの推進</li> </ul>

#### (4) 新たな活力を生み出す 産業がさかんなまちづくり

##### ① にぎわいと活力ある商工業の振興

###### ■ にぎわいをつくる商業の振興

- 住民にとって身近な既存の商店街については、歴史的環境などを活かした個性あるまちづくりを進め、住民交流の場となるような基盤整備、イベント開催などへの支援、観光・交流との連携による新たな商業展開の支援を図ります。
- 駅周辺においては、地域性に応じた商業施設の立地誘導を図るため、都市基盤の整備を進めるとともに、古くからの商店と大型店舗がそれぞれの特性を活かした、商業・サービス環境の充実に努めます。

###### ■ 活気あふれる工業の振興

- 地場産業の振興に努めるとともに、大学・研究施設、企業間交流の推進により、新市の特性にあった新規産業の立地の支援を促進します。
- 湖南工業団地においては、工場の撤退などにより活力の低下が見られることから、利便性の向上や基盤整備による魅力の向上に努めるほか、新しい産業の誘致に努め、工業団地の活力の向上を目指します。
- 工場における自然環境、周辺環境と調和した活動を支援するとともに、その啓発に努めます。

##### ② 自然の恵みの息づく魅力ある農林業の振興

###### ■ 農林業生産基盤の強化

- 農業生産の向上に向け、ほ場整備や農道の整備など環境との調和に配慮しながら生産基盤の整備を進めるとともに、優良な農地を良好な状態で保全し、計画的な土地利用を図るため、農業技術指導や情報提供など農業経営支援を推進するほか、環境こだわり農業を育成し、地域内の農作物を地域内で消費する仕組みづくりや販売体制の支援に努めます。
- 林業の振興に向けては、林道整備の促進や病虫害・有害鳥獣の防除・駆除などの対策に努めるほか、研修の実施や林業後継者の育成、さらに人工林保育への支援など関係機関と連携しながら林業経営支援を進めます。

###### ■ 魅力ある農林業の創造

- 学校教育、生涯学習との連携や、地域住民と都市住民との交流につながる市民農園・観光農園の整備や特産品の開発支援に努めます。
- 森林保全を山林所有者に啓発するとともに、里山を林業体験学習や森林レクリエーションの場として活用できるよう、森林ボランティアなど住民参加による散策道など環境整備に努めます。

### ③ 手づくりの観光とイベントの振興

#### ■ 個性ある観光交流の場づくり

- 観光に関する情報について、インターネットなどを活用した情報発信を進めるほか、駅や商店街などに観光情報発信拠点を整備します。
- 観光資源や宿泊施設をつなぐ、ハイキング道や旧東海道などの歴史的な道を活用した観光モデルルートの形成を進め、循環バスネットワークなどによる観光アクセスの充実や自転車道の整備、さらに街の雰囲気にもマッチした、統一的な案内板の整備を図ります。
- 特産品や地場産品の継承と普及に努めるとともに、新しい特産物の開発を進め、これらを地域ブランドとして、総合的に販売・PRする拠点の整備に努めます。

#### ■ 手づくり・もてなし交流振興

- 地域住民が交流するとともに地域外からも観光客を呼び込むため、農林業や歴史資源など新市の個性を活かした魅力ある行事・イベントを、住民主体のもと推進します。
- 豊かな自然環境、田園環境を活かした農業交流や森林レクリエーション、歴史的環境を活かした歴史体験など、地域住民の手づくりによる、体験型観光を行う施設やメニューの充実を支援していきます。

#### 【主要施策】

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>①にぎわいと活力ある商工業の振興</b>		
にぎわいをつくる商業の振興	商店街の整備・活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的環境を活かした街並みづくり</li> <li>・住民交流の場づくり</li> <li>・観光商業の充実</li> </ul>
	駅周辺商業環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺商業・サービス機能の充実</li> </ul>
活気あふれる工業の振興	新産業の育成・誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端技術産業等の立地誘導</li> <li>・研究機関、企業間交流の推進</li> </ul>
	工業団地の活力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場団地の都市基盤整備</li> <li>・周辺環境の整備</li> <li>・新事業者の誘致</li> </ul>
<b>②自然の恵みの息づく魅力ある農林業の振興</b>		
農林業生産基盤の強化	農林業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備</li> <li>・農道整備</li> <li>・ため池の整備</li> <li>・灌漑施設整備</li> <li>・林道整備、病害虫駆除対策</li> </ul>
	農林業経営支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業技術指導、研修の実施</li> </ul>
魅力ある農林業の創造	観光・体験型産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光農園の整備</li> <li>・特産品、加工品等の開発支援</li> <li>・林業体験の場づくり</li> </ul>

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>③手づくりの観光とイベントの振興</b>		
個性ある観光交流の場づくり	観光情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光案内拠点の整備</li> <li>・インターネットによる地域観光情報の発信</li> </ul>
	観光施設等の周辺環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光モデルルートの形成</li> <li>・各所への観光案内板の設置</li> </ul>
	まちの駅等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品の販売、地場産業体験等の拠点施設整備</li> </ul>
手づくり・もてなし交流振興	交流・イベントの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある行事、イベントの推進</li> <li>・体験型観光メニューの充実</li> </ul>

**【新市における県事業】**

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>②自然の恵みの息づく魅力ある農林業の振興</b>		
農林業生産基盤の強化	農林業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営体育成基盤整備事業</li> <li>・農道環境整備事業</li> <li>・農業用水再編対策事業</li> </ul>

## (5) にぎわいややすらぎを支える 安心で快適なまちづくり

### ① すべての人の移動しやすい歩きたくなるまちづくり

#### ■ 交通環境とユニバーサルデザインの整備

- 広域幹線道路の整備により生活道路への通過交通の流入を防ぐとともに、日常生活に便利な道路の整備を推進し、安全で快適な道路環境の整備に努めます。
- 子どもや障害者、高齢者も安全で円滑に道路を歩くことができるよう、危険箇所の点検及び改善を行い、バリアフリーに努めるとともに、交通安全施設のほか道路照明の設置や、必要路線への歩道および自転車道の整備に努めます。
- 交通安全に関する教育の振興や啓発活動を推進し、危険な道路の要因となる路上駐車や看板などの交通障害物の排除について、関係者の協力を求めながら交通安全対策に努めます。
- 交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定し、駅やバス停などの公共交通機関において、点字表示、音声アナウンス機能の設置、エレベーター設置などユニバーサルデザイン化を推進します。

#### ■ 誰もが楽しく通ることのできる道づくりの推進

- 野洲川の河川敷や旧東海道などを利用した、通ることを楽しむことのできる歩行者道や自転車道のネットワーク化を進めます。
- 歩行者道、自転車道においては、歴史的景観を味わえる道や自然と親しめる道とともに、東海道や野洲川、公共施設、観光施設への案内板や周辺地図を設置し、観光ルートとしても活用できる道とします。

### ② まちの内外を連携する道路網の整備

#### ■ 広域幹線道路の整備

- 周辺環境に配慮しながら、国道1号など既存道路の道路混雑解消に向けた国道1号バイパスと側道の早期整備を関係機関に強く要望していきます。
- 第2名神自動車道整備など新市周辺で計画されているプロジェクトの動向に対応した近隣都道府県につながる広域幹線道路ネットワークの整備を要望します。

#### ■ 地域幹線道路の整備

- 甲西駅を中心とした南北軸の強化や野洲川以南の東西軸の強化に向けた道路整備など、地域をつなぐ地域幹線道路の整備を促進します。特に野洲川を挟んだ南北移動軸の強化に向けて、適切な間隔での橋の設置を国・県など関係機関と連携して進めます。
- 町道の地域の実情に応じた整備・改良に努めるほか、旧東海道の交通渋滞の解消に向けた既設道路の整備を推進します。
- 甲西駅および石部駅、三雲駅において駅前広場の整備に努めるほか、駅へのアクセス道路や、駅を挟んだ南北を連携する道路の整備を進めます。

### ③ 公共交通サービスの充実

#### ■ JR草津線の利便性の向上

- まちの活性化や住民の利便性の向上に向け、JR草津線の複線化および増便やユニバーサルデザインにより、駅周辺を含めた鉄道関係施設の整備を関係機関と連携のもと促進します。また、東海道新幹線新駅の整備を促進し、さらに新駅へのアクセス道路の整備を関係機関に要望していきます。
- 駅前広場においては、自宅から駅までの自動車移動に対応できるよう、送迎用停車スペースの確保や駅前駐車場の整備・拡充に取り組むとともに、ユニバーサルデザインによる整備を進めます。

#### ■ バスシステムの充実

- 高齢者や子どもの重要な移動手段となっている循環バスや路線バスについて、増便や路線ルート of 拡張など、住民ニーズに応じた利便性の向上を図ります。
- 高齢者や障害者、ベビーカーなどすべての人の円滑なバス利用に向けて、ユニバーサルデザイン（ノンステップ\*、ワンステップ\*）によるバスの導入を図ります。

### ④ 防災・防犯体制の充実

#### ■ 安心して暮らせる防災体制の充実

- 防災パトロールや防災情報提供による災害の未然防止に努めるほか、消防団の機動力強化や自主防災組織の育成などにより、災害時における適切で迅速な避難・救助体制の充実に努めます。
- 住民一人ひとりが、災害時において迅速に対応できるよう住民の防災意識の高揚に向けた広報や啓発、学習の機会を充実します。
- 災害時に拠点となる庁舎をはじめとする施設を整備するとともに、飲料水や食糧、医療品などの必要物資の備蓄に努めます。

#### ■ 河川事業、治山・砂防事業の推進

- 山地崩壊の防止に向けて、崩壊危険箇所の解消と点検に努めるほか、危険地域を示すハザードマップ\*の作成や避難所を示す看板の設置を行います。
- 浸水被害や土石流、がけ崩れ、地すべりなどの災害防止のため、河川事業や治山・砂防事業を推進します。

#### ■ 地域コミュニティを主体とする安全・防犯体制の充実

- 警察署等の防犯機関や住民・事業者・行政とが連携を図りながら、安全連絡所の強化や防犯灯の整備など、生活の安全を確保するための環境整備に努め、防犯まちづくりを推進します。
- 防犯に関する情報提供を進めるとともに、住民の防犯意識の啓発に努めるほか、地域における自主的な防犯体制を育成・支援します。
- 歩行者も自動車運転者も安心・安全に利用できる道づくりに向け、交通安全施設を整備するほか、各種教育の場等での交通安全指導の推進など、意識の高揚を図ります。

## ⑤ 上下水道の整備

### ■ 安全で安心な上水道の提供体制づくり

- 安全な水の安定供給に向け、水源池施設など上水道施設の整備、改修を進めるとともに、今後も適切な維持管理を推進します。
- 災害時における水の安定供給に向けた整備を推進します。

### ■ 下水道基盤の整備

- 住民生活の衛生面の向上と公共水域の水質浄化のため生活排水の適切な処理を進めます。そのため、浄化槽による個別処理から、下水道による集中処理に転換していきます。
- 下水道の汚水整備は、ほぼ全域に普及してきていますが、一部、整備率の低い地域が見られることから、市全域における公共下水道事業の早期完了を目指します。  
また、雨水整備は、集中豪雨等による災害の防止や雨水排水を適切に処理し、生活環境の向上を図るため、天井川の一級河川改修などの整備計画を踏まえながら、雨水整備計画を策定し整備を促進します。

## ⑥ 身近な公園・緑地等の整備

### ■ 魅力ある公園・緑地等の整備

- 地区の拠点となる公園緑地を適切に管理するとともに、遊具の点検や老朽化への対応など、地区住民のニーズに応じた公園緑地環境の充実を進めます。
- 野洲川や豊かな森林などの自然環境や田園環境、歴史的な景観を活かし、これらと身近にふれあうことのできる、魅力ある新市らしい公園緑地の整備に努めます。
- 児童公園など既存小規模公園については、愛着のある公園として地区住民が主体となって清掃等の管理に取り組むとともに、改修計画づくりを進めます。さらに、これまでの児童だけの公園でなく、児童から高齢者まで多様な世代の人々が楽しめる公園緑地の整備を進めます。

### ■ 火葬場、墓地の公園的な整備

- 老朽化の進む火葬場について、斎場にも対応した改修・整備に努めます。
- 墓地については、今後も需要増が見込まれることから、この充実を努めるとともに、墓地公園としての整備に努めます。

## ⑦ 魅力ある市街地・集落環境の整備

### ■ 計画的な市街地の整備

- 既成市街地においては公共施設の整備を進めるほか、商業施設などの民間活力の適切な誘導など、にぎわいあるまちづくりを進めます。
- 住宅地については、地域ごとに特色ある整備を進めるとともに、生活基盤の整備、改善を計画的に推進します。
- 適正かつ効率的な土地利用を図るため、まちづくりの基礎的な資料となる地籍調査や、災害時などにおける重要な情報基盤となる新住居表示の整備を推進し、住民生活の利便性の向上を図ります。
- 住宅開発などの際は、周辺環境や景観への配慮をさせるなど、適切な開発誘導に努め、計画的な市街地整備を推進します。

## ■ 駅周辺における拠点の整備

- JR草津線の駅ポテンシャルを活かしたまちづくりに向け、石部駅、甲西駅、三雲駅の3駅周辺地区を中心核・交流拠点として位置づけます。
- これら3地区は、地域のにぎわいの中心となるよう、アクセス交通基盤の整備強化や公共交通サービスの整備強化、情報発信・交流等の環境充実や商業サービス等の機能の集積に努めます。

## ■ 魅力ある住環境の整備

- 若者の定住の促進や住み続けたいまちづくりに向け、周辺環境や景観に配慮した魅力ある住環境整備を推進します。
- 自然環境・歴史環境などを活かした景観整備を進めるため、景観形成のためのルールづくり（条例）に積極的に取り組み、景観に配慮した公共施設の整備や商店街や民間企業等における景観づくりへの支援に努めます。
- 緑化や花壇づくりなど地域のまちなみ景観に関する住民活動に対し、情報や資材の提供といった支援や助成を行うなど、住民の景観形成活動の活発化を促進します。
- 公営住宅については、老朽化が進んでいることから耐震性を改善し、ユニバーサルデザインにも配慮した改修を促進します。

## ⑧ 多様な交流を支える高度情報ネットワークの整備

### ■ 公共情報ネットワークの構築

- 情報公開をさらに進めていくため、全庁的なIT推進体制を確立し、インターネットを活用した情報提供、公開を行うなど、公共情報サービスの充実を進めます。
- 住民票や印鑑証明の発行などのオンライン化や、図書館等の蔵書資料に関する情報提供、各種生涯学習施設やスポーツ施設の利用円滑化に向けた情報提供・予約システムの構築など、公共施設や各種機関のネットワーク化を進めます。
- 情報化の推進にあたっては、個人情報保護条例などに基づき、個人情報などプライバシーの保護に努めます。

### ■ 住民の地域情報化の推進

- 住民がパソコンなどに気軽に取り組むことができるよう、地域におけるインターネット情報基盤の整備に努め、地域情報化の推進に向けた民間や住民活動への支援を充実します。
- 生涯学習におけるIT講習の開催や、学校におけるパソコン教室の活用など、IT学習環境の充実に努めます。
- 安全で安心して地域で暮らしていけるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化を中心に、防災、ライフライン\*などの様々な分野での情報ネットワーク化や緊急通報システムの整備を進めます。

また、消費者保護の観点から相談窓口において、消費生活に関する相談や必要な情報の提供に努めます。

【主要施策】

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>①すべての人の移動しやすい歩きたくなるみちづくり</b>		
交通環境とユニバーサルデザインの整備	交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道、自転車道、道路照明等の整備</li> <li>・ バリアフリー化の促進</li> <li>・ 交通安全施設の整備</li> </ul>
	ユニバーサルデザインの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定</li> <li>・ 公共施設、公共空間における点字表示、音声アナウンスの整備</li> <li>・ 駅等へのエレベーターの設置促進</li> </ul>
誰もが楽しく通ることのできる道づくりの推進	歩行者、自転車道のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者道、自転車道の整備</li> <li>・ 案内板等によるネットワーク化の促進</li> </ul>
<b>②まちの内外を連携する道路網の整備</b>		
広域幹線道路の整備	広域幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名神自動車道へのアクセス道路の整備</li> </ul>
地域幹線道路の整備	地域間連絡幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野洲川架橋整備</li> <li>・ (仮称)石部・甲西連絡道路整備</li> <li>・ 幹線道路網の整備</li> </ul>
	生活道路の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市道の道路改良整備</li> <li>・ 旧東海道の道路改良整備</li> </ul>
	駅前広場やアクセス道路の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲西駅、石部駅、三雲駅における駅前広場の整備</li> <li>・ 駅周辺道路網の整備</li> </ul>
<b>③公共交通サービスの充実</b>		
JR草津線の利便性の向上	JR草津線の複線化と増便	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道の複線化、増便の促進</li> </ul>
	駅前駐車場等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送迎用停車スペース、駐車場等の整備拡充</li> </ul>
バスシステムの充実	循環バスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内循環バス路線の拡充</li> <li>・ バリアフリー（ユニバーサルデザイン）バスの導入</li> </ul>
<b>④防災・防犯体制の充実</b>		
安心して暮らせる防災体制の充実	防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災情報連絡網の整備</li> <li>・ 消防防災体制の整備</li> <li>・ 自主防災組織の育成</li> <li>・ 住民に対する意識啓発の促進</li> </ul>
	防災拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要物資の備蓄</li> <li>・ 庁舎等の整備</li> </ul>
河川事業、治山・砂防事業の推進	危険箇所の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップの作成</li> <li>・ 避難所看板の設置</li> </ul>
	災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川事業の推進</li> <li>・ 治山、砂防事業の推進</li> </ul>
地域コミュニティを主体とする安全・防犯体制の充実	防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察署等との連携</li> <li>・ 防犯連絡施設等の充実強化</li> <li>・ 防犯情報の提供</li> <li>・ 自主防犯体制の育成、支援</li> </ul>
	交通安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全指導の推進</li> </ul>

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>⑤上下水道の整備</b>		
安全で安心な上水道の提供体制づくり	水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道施設の整備、改修</li> <li>・ 災害時における水の安全確保</li> </ul>
下水道基盤の整備	下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質浄化の促進</li> <li>・ 公共下水道事業の早期完了</li> </ul>
<b>⑥身近な公園・緑地等の整備</b>		
魅力ある公園・緑地等の整備	公園の環境充実	・ 既存公園の適正管理と機能の充実
	新たな公園・緑地整備	・ 自然や歴史にふれあえる魅力ある公園緑地の整備
火葬場、墓地の公園的な整備	火葬場の整備	・ 斎場にも対応できる火葬場の改修・整備
	墓地の整備	・ 墓地公園としての整備
<b>⑦魅力ある市街地・集落環境の整備</b>		
計画的な市街地の整備	既成市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活基盤の計画的整備</li> <li>・ 地籍調査の推進</li> </ul>
	計画的な開発誘導	・ 周辺環境や景観に配慮した開発誘導
駅周辺における拠点の整備	駅周辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通基盤の整備</li> <li>・ 地域情報発信機能の充実</li> <li>・ にぎわいや交流等の環境整備</li> <li>・ 商業サービス機能の向上</li> </ul>
魅力ある住環境の整備	まちなみ景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観形成のためのルール整備</li> <li>・ まちなみ景観形成の整備と支援</li> </ul>
	公営住宅の改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅整備事業</li> <li>・ バリアフリー化の促進</li> </ul>
<b>⑧多様な交流を支える高度情報ネットワークの整備</b>		
公共情報ネットワークの構築	公共情報サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットによる情報の提供</li> <li>・ 公共施設利用システムの構築</li> </ul>
	オンライン化システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票や印鑑証明等行政事務の電子化</li> <li>・ 個人情報保護の強化</li> </ul>
住民の地域情報化の推進	地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット情報基盤の整備</li> <li>・ IT講習やパソコン教室の充実</li> </ul>
	生活情報システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健、医療、福祉の情報ネットワーク化</li> <li>・ 生活相談、緊急通報システム等の整備</li> </ul>

**【新市における国・県事業】**

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>②まちの内外を連携する道路網の整備</b>		
広域幹線道路の整備	広域幹線道路の整備	・ 国道1号バイパスの整備促進
地域幹線道路の整備	地域間連絡幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要地方道改良事業</li> <li>・ 一般県道改良事業（橋梁整備事業）</li> <li>・ 交通安全施設、歩道整備事業</li> </ul>
<b>④防災・防犯体制の充実</b>		
河川事業、治山・砂防事業の推進	災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山、砂防事業</li> <li>・ 一級河川改修事業</li> <li>・ 一級河川環境整備事業</li> </ul>
<b>⑤上下水道の整備</b>		
下水道基盤の整備	下水道の整備	・ 流域下水道整備

## (6) みんなと創り育てる 住民参加のまちづくり

### ① すべての人の人権尊重の推進

#### ■ 人権尊重の推進

- あらゆる人権侵害は、基本的人権に係る重大な問題であることから、日本国憲法を踏まえ、人権に関する条例や人権教育のための国連 10 年の行動計画、さらに新市における人権擁護推進計画などにに基づき、住民一人ひとりの人権が保障される施策を展開します。

#### ■ 人権相談の充実と人権教育・啓発の推進

- 誰もが地域において生き生きと暮らすことができるよう、人権に関する相談体制の確立など、関係機関と連携を図り、問題解決を図ります。
- 学校や地域、家庭、職域など様々な場を通じて、人権尊重に対する理解とあらゆる差別をなくすため、同和教育をはじめとした、人権教育や人権啓発の推進を図ります。

#### ■ 男女共同参画の推進

- 男女が共同で取り組むまちづくりに向けて、男女共同参画推進計画に基づき男女共生に向けた教育・啓発を推進するほか、社会における男女共同参画を進めるため、各種委員会等での女性の登用など、行政が率先して取り組み、男女共同参画の活動に係る支援を図ります。
- 子育てや介護支援、福祉対策など、幅広い分野でそれぞれ持てる個性と能力が発揮できる活動の場の拡充に努めます。

### ② 社会参画と住民主体のまちづくりの推進

#### ■ 開かれた行政づくり

- 行政評価システムやパブリックコメント制度等により、行政の施策の計画や実績、成果など、多様な行政情報を公開するとともに、広報紙やインターネットの活用など、その方策について検討し、情報公開制度の充実に努めます。  
また、その際は個人情報の保護に十分配慮します。

#### ■ 住民が主体的にまちづくりに参画できる仕組みづくり

- 行政情報の公開とともに、住民からの意見を取り入れられる仕組みづくりに努めるなど、住民が気軽にまちづくりに参加でき、住民、行政、企業が一体となってまちづくりに取り組むことのできるパートナーシップのまちづくりを進めます。
- 様々な分野でのまちづくりへの住民参画に向け、参加機会の充実や人材活用システムの確立に努めるほか、地域の住民団体等の活動支援や、活動拠点の整備に努めます。
- まちづくりにおいて、行政・住民等それぞれの責務や役割などを定めた、住民自治の基本となる仕組みについて、住民参加のもと制度化に努めます。

#### ■ ボランティア・NPO等住民活動の支援とネットワーク化

- ボランティアや非営利団体（NPO）などの住民活動の育成と支援に努め、住民が主体となって社会的な活動に参画できる環境づくりを推進します。また、各組織のネットワーク化により協働型地域づくりの基盤を構築していきます。

### ③ 地域コミュニティ活発な環境づくり

#### ■ 生き生きとした地域をつくるコミュニティ活動への支援

- 身近な自治組織としてのコミュニティに着目し、小学校区程度を単位とした地域コミュニティづくりを住民参加のもとに行います。
- 公民館や出張所機能をあわせた、まちづくりセンターなどコミュニティの拠点整備や情報の提供など、地域活動への支援を充実させることにより、住民参画によるまちづくりを促進します。
- より活発な地域コミュニティ活動の展開に向け、人材データベースを設立し、登録者の募集、発掘を行うなど、リーダーの育成に努めます。特に若者のコミュニティ形成に関する支援を進めます。

#### ■ 地域における交流の推進

- 伝統行事や地域での催しへの住民参加を促進するほか、地域の人々が交流できるイベントを開催するなど、世代や文化、価値観の違いを認め合い、お互いを尊重し合える環境を整え多文化共生を進めます。
- イベントや地域行事等においては、運営や企画の段階からの住民参画を支援し、住民全体の協働化を進めます。

#### ■ 国際交流の推進

- 国際感覚あふれる人づくりを進めるとともに、在住外国人との生活、文化など幅広い分野での交流を促進し、ことばや生活習慣に対する育成や支援に努めます。

#### 【主要施策】

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>①すべての人の人権尊重の推進</b>		
人権尊重の推進	人権尊重の推進	・ 人権擁護推進計画の制定
人権相談の充実と人権教育・啓発の推進	相談体制の確立	・ 関係機関との連携による相談体制の確立
	人権教育・啓発の推進	・ 学校、地域、家庭等における教育、啓発の推進 ・ 人権啓発リーダーの育成
男女共同参画の推進	男女共同参画の推進	・ 男女共同参画推進計画の策定 ・ 男女共生に向けた教育、啓発の推進 ・ 各種委員会等での女性の登用 ・ 男女共同参画推進活動の支援

施策の柱	主要事業	事業概要
<b>②社会参画と住民主体のまちづくりの推進</b>		
開かれた行政づくり	行政情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な行政情報の公開</li> <li>・情報公開制度の充実</li> </ul>
住民が主体的にまちづくりに参画できる仕組みづくり	住民参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策づくりへの住民参画機会の充実</li> <li>・人材活用システムの確立</li> <li>・住民団体等の活動支援</li> </ul>
ボランティア・NPO等住民活動の支援とネットワーク化	住民活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアやNPOなど主体的な住民活動の支援とネットワーク化</li> </ul>
<b>③地域コミュニティ活発な環境づくり</b>		
生き生きとした地域をつくるコミュニティ活動への支援	地域コミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治組織づくりの推進</li> <li>・コミュニティ拠点の整備</li> <li>・まちづくりに係る情報提供</li> <li>・地域住民活動の支援</li> </ul>
	地域リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材データベースの設立</li> <li>・若者のコミュニティ形成支援</li> </ul>
地域における交流の推進	伝統行事・イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統行事や地域での催しへの参加促進</li> <li>・地域交流イベントの開催</li> </ul>
国際交流の推進	国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際感覚あふれる人づくり</li> <li>・在住外国人との交流促進</li> </ul>

公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域バランス、情報通信ネットワークを活用した利便性の確保、さらには財政事情などを考慮しながら、休館日の調整による相互利用など既存施設の有効活用も含め逐次検討していくことを基本とします。

なお、合併後の東庁舎、西庁舎及び出張所については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮するとともに、住民ニーズに応じた専門職員の適切な配置や情報システムによる相互のネットワーク化を図る等、必要な機能の整備を図ります。

## 1. 前提条件

本計画は、合併後の平成16年度から令和6年度までの21年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等を基礎として、普通会計ベースで作成したものです。

### (1) 歳入

#### ① 地方税

市税としてこれまでの状況を踏まえ、生産年齢人口の伸び率等を見込み算定。

#### ② 地方交付税

普通交付税については、国の構造改革による影響額を考慮したうえで、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定、および合併に係る交付税措置を見込み算定。

#### ③ 国庫支出金・県支出金

過去の実績をもとに、合併に係る財政支援を見込み算定。

#### ④ 地方債

地方債については、新市建設計画における主要事情の実施に伴い、合併特例債の活用を見込み算定。

### (2) 歳出

#### ① 人件費

合併による特別職職員や議員の減少等を見込み算定し、一般職員の年齢構成による退職者数と新規採用者との新陳代謝による増減額を見込む。

#### ② 物件費

過去の実績をもとに、合併による事務経費の増減や高齢者福祉への対応等を考慮して算定。

#### ③ 扶助費

過去の実績を参考にし、高齢者福祉の増加への対応や生活保護費の算入等を見込み算定。

#### ④ 補助費等

過去の実績に高齢者福祉への対応を見込み算定。

#### ⑤ 公債費

平成15年度までの地方債に係る償還予定額に、平成16年度以降における新市建設計画の主要事業など普通建設事業の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定。

#### ⑥ 積立金

合併特例債を活用した新市振興基金（仮称）への基金積立を平成16年度に計上。

#### ⑦ 繰出金

過去の実績に高齢者への対応を見込み、老人保健事業、介護保険事業会計への繰出金を算定。

#### ⑧ 普通建設事業費

新市建設計画における主要事業及び通常の普通建設事業を見込み算定。

## 2. 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
地方税	7,823	7,837	7,834	7,831	7,828	7,825	7,822	7,807	7,792	7,777	7,763	8,291	8,415	8,541	8,669	8,799
地方譲与税	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	145	145	145	145	145
利子割・配当割・株式等譲渡所得割交付金	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	45	45	46	46	46
地方消費税交付金	433	433	433	433	433	433	433	433	433	433	433	916	1,034	1,034	1,034	1,034
ゴルフ場利用税交付金	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	32	32	32	32	32
自動車取得交付金	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	50	50	50	50	50
地方特例交付金	274	274	274	274	274	274	274	274	274	274	274	41	41	41	41	41
地方交付税	2,643	3,278	3,160	3,125	3,020	3,049	2,999	3,041	3,074	3,097	3,103	1,950	1,830	1,710	1,590	1,470
交通安全対策特別交付金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分担金及び負担金	285	285	285	285	285	285	285	285	285	285	285	325	325	325	325	325
使用料及び手数料	593	593	593	593	593	593	593	593	593	593	593	420	420	420	420	420
国庫支出金	959	1,086	1,087	988	989	994	995	996	998	998	999	2,450	1,905	2,000	2,060	2,122
県支出金	962	968	973	979	985	924	930	939	947	955	963	1,000	1,010	1,020	1,030	1,040
財産収入	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	25	25	25	25	25
寄附金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5	5
繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	212	639	640	684
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	250	250	250	250	250
地方債	3,281	1,769	2,348	2,110	1,877	1,907	1,783	1,550	1,458	1,168	932	3,000	2,833	3,161	4,065	2,165
歳入合計	18,016	17,286	17,750	17,381	17,047	17,047	16,877	16,681	16,617	16,343	16,108	19,114	18,586	19,453	20,436	18,662

(単位:百万円)

区 分	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
地方税	9,001	8,901	8,970	9,041	8,948
地方譲与税	152	152	152	152	152
利子割・配当割・株式等譲渡所 得割交付金	83	83	83	83	83
地方消費税交付金	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
ゴルフ場利用税交付金	25	25	23	23	22
自動車取得交付金	54	54	54	54	54
地方特例交付金	47	47	47	47	47
地方交付税	1,923	2,080	2,022	1,941	1,910
交通安全対策特別交付金	8	7	8	8	8
分担金及び負担金	768	768	768	768	768
使用料及び手数料	555	555	555	555	555
国庫支出金	2,538	2,591	2,307	2,301	2,342
県支出金	1,122	1,131	1,139	1,149	1,158
財産収入	50	50	50	50	50
寄附金	80	80	80	80	80
繰入金	817	317	190	158	0
繰越金	50	50	50	50	50
諸収入	251	251	252	250	251
地方債	4,722	1,875	1,251	1,012	877
歳入合計	23,446	20,217	19,201	18,922	18,555

## 3. 歳出

(単位:百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
人件費	3,599	3,590	3,587	3,575	3,568	3,576	3,576	3,543	3,524	3,525	3,428	3,288	3,271	3,254	3,237	3,220
扶助費	1,442	1,621	1,632	1,645	1,657	1,669	1,681	1,698	1,714	1,731	1,747	3,556	3,734	3,921	4,117	4,323
公債費	3,234	2,147	2,117	2,130	2,132	1,799	1,832	1,866	1,824	1,921	1,985	2,342	2,347	3,047	2,829	2,843
小 計	8,275	7,358	7,336	7,350	7,357	7,044	7,089	7,107	7,062	7,177	7,160	9,186	9,352	10,222	10,183	10,386
物件費	2,770	3,213	2,991	2,825	2,703	2,624	2,541	2,531	2,522	2,512	2,503	2,950	2,965	2,955	2,970	2,985
維持補修費	101	102	103	104	105	107	108	108	109	111	111	131	138	145	152	160
補助費等	2,382	2,382	2,384	2,386	2,387	2,389	2,390	2,393	2,395	2,397	2,400	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
繰出金	1,322	1,339	1,363	1,386	1,410	1,433	1,456	1,488	1,521	1,553	1,584	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
投資・出資・貸付金・その他	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	16	16	16	16	16
積立金	1,490	204	309	323	309	302	284	280	275	278	283	231	15	15	15	15
小 計	8,181	7,356	7,266	7,140	7,030	6,971	6,895	6,916	6,938	6,967	6,997	6,928	6,734	6,731	6,753	6,776
普通建設費	1,560	2,572	3,148	2,891	2,660	3,032	2,893	2,658	2,617	2,199	1,951	3,000	2,500	2,500	3,500	1,500
小 計	1,560	2,572	3,148	2,891	2,660	3,032	2,893	2,658	2,617	2,199	1,951	3,000	2,500	2,500	3,500	1,500
歳 出 合 計	18,016	17,286	17,750	17,381	17,047	17,047	16,877	16,681	16,617	16,343	16,108	19,114	18,586	19,453	20,436	18,662

(単位:百万円)

区 分	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
人件費	3,355	3,347	3,363	3,401	3,370
扶助費	3,839	3,907	3,978	4,052	4,130
公債費	2,532	2,736	2,741	2,670	2,533
小 計	9,726	9,990	10,082	10,123	10,033
物件費	3,631	3,558	3,487	3,417	3,349
維持補修費	48	47	169	46	182
補助費等	3,119	3,057	2,996	2,936	2,877
繰出金	1,452	1,480	1,519	1,555	1,589
投資・出資・貸付金・その他	168	168	168	168	168
積立金	100	100	80	80	80
小 計	8,518	8,410	8,419	8,202	8,245
普通建設費	5,202	1,817	700	597	277
小 計	5,202	1,817	700	597	277
歳 出 合 計	23,446	20,217	19,201	18,922	18,555

## 用語集

	用語	該当頁	用語説明
I	IT	36・44 46	【information technology】 情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。
N	NPO	28・32 33・34 47・49	【nonprofit organization】 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う非営利組織・団体。市民活動団体や市民事業体と呼ばれることもあり、特定非営利活動促進法（NPO 法）による認証を受けた団体を特定非営利活動法人という。
あ	アメニティ	16	【amenity】 快適な環境のことをいい、生活する場所が、安全・健康的・便利・快適な状況をいう。
	インターネット	36・37 39・40 44・46 47	【internet】 インターネットとは、各地に散在するコンピュータネットワーク（LAN や WAN）同士を専用線によって接続した巨大なネットワークのこと。
	エンゼルプラン	34	児童育成環境の整備を図るため、子育てや子育て支援についての基本的、総合的な計画を定めた「児童育成計画」のことである。
さ	シルバー人材センター	3	高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする団体。1986 年（昭和 61）に高年齢者雇用安定法で法制化。
た	地域コミュニティ	15・17 20・28 42・45 48・49	ある一定の地理的範囲を伴う、人々が連携して活動する場のことで、町内会、地域の子ども会、老人会、自治会などのことをいう。
な	ナショナル・ミニマム	1	【national minimum】 国民生活の最低保障。国の責任においてすべての国民に保障される健康で文化的な最低限の生活水準のことである。
	ノンステップバス	42	入口から出口まで階段なしで乗り降りができる床の低いバスのこと。
は	ハザードマップ	42・45	【hazard map】 過去の災害記録や科学的な研究、実地調査などを元に危険な場所や避難経路を地図上に表したもの。防災マップ、災害予測図、危険区域予測図と呼ばれることもある。
	パブリックコメント	2・47	まちの重要な計画などを策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させる手続きのこと。
	バリアフリー	24・33 41・45 46	【barrier free】〔障壁のない意〕 建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。製品設計にも応用されている。

	用語	該当頁	用語説明
は	ポテンシャル	21・25 26・44	【potential】 可能性、潜在能力のこと。ここでは、自然や歴史といった資源や道路、鉄道網など、最大限に活用することで、地域の魅力向上につなげることができる特性のこと。
	ボランティア	28・29 33・34 38・47 49	誰もが、自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う活動のこと。
や	ユニバーサルデザイン	28・41 42・44 45	【universal design】 障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
ら	ライフライン	44	【life line】 生命線。電気、ガス、水道、電話、食糧流通など生命、生活を支えるシステムのこと。
	リサイクル	27・30 31	【recycle】 資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。
わ	ワンステップバス	42	出入口の段が1段になっているバスのこと。